
瑞穂町
第6期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月
瑞穂町

はじめに

介護保険制度は、平成12年4月に始まりましたが、保健や福祉の各施策と、介護保険事業が円滑に連携して機能するよう、3年を一つの計画期間として「瑞穂町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

この計画は、社会経済情勢の推移、高齢者の増加率、サービスの利用実態及びニーズなど、状況の変化を捉えた上で、3年ごとに見直しが行なわれています。

今回、平成27年度から29年度末までの「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、高齢者保健福祉に関する基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき各種施策を明らかにするとともに、介護保険事業として提供するサービスの方向性を具体的に示しています。

計画策定に当たっては、団塊の世代が75歳以上を迎える平成37年を見据えた計画となります。歳を重ねて病気や障がいを抱えることもあります。そのような場合でも、住み慣れた場所で、自分らしい生活をいつまでも続けることができるように、今後、総合的支援とサービスを受けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

本計画では、介護サービスの対象とならない高齢の方々を含む、全ての高齢者に対する保健、福祉、介護保険などを関連づけ、今後3年間の施策を示します。

特に、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、認知症施策の推進、介護予防の推進と支えあう地域づくりの5つを掲げ、取り組むことといたしました。

本計画の策定にあたり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会並びに、地域保健福祉審議会の委員の皆様をはじめ、実態調査では、多くの方々からご意見をいただきました。町民の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。



平成27年3月

瑞穂町長 **石塚 幸右衛門**

目 次

第1章 計画の趣旨	3
1 計画の背景と目的	3
2 計画の性格と位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 第6期計画における主な改正点	6
6 計画の基本理念	7
7 めざすべき高齢社会像	8
8 計画の基本目標	9
9 施策体系	10
第2章 高齢者の現状と推計	13
1 人口及び年齢階層	13
2 ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の推移と推計	17
3 介護保険事業の実績概要	18
4 アンケート調査結果概要	22
5 調査結果からみた課題	40
6 介護保険事業の給付実績	41
第3章 介護保険事業の展開	47
1 地域包括ケアシステム	47
2 日常生活圏域の設定	50
3 基本施策1 介護給付サービス	51
4 基本施策2 介護予防給付サービス	56
5 基本施策3 地域密着型サービス	60
6 基本施策4 地域支援事業の見通し	65
7 基本施策5 介護保険事業の見通し	72
第4章 高齢者保健福祉事業の展開	79
1 基本施策6 介護予防・生活支援サービスの充実	79
2 基本施策7 健康づくり活動の充実	84
3 基本施策8 社会参加活動への参加促進	86
4 基本施策9 安心できる生活環境の確保	89
5 基本施策10 ひとにやさしいまちづくり	91

第5章 計画の推進体制	95
1 推進体制 -----	95
2 計画の適正な運営 -----	96
3 人材の育成・確保 -----	98
4 計画の普及・啓発 -----	98
資料編	101
1 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会 -----	101
2 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会委員名簿 --	102
3 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会等開催状況 -	103
4 高齢者関連施設マップ -----	104
5 用語集 -----	106

第 1 章

計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画の背景と目的

急速な高齢化に対応するため、介護保険制度が平成12年に創設され、創設以降、サービス利用が定着し、高齢者福祉の柱となる制度となっています。この間、平成18年には、地域支援事業や地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置などの大幅な制度改正がありました。平成23年には介護、予防、医療、住まい、生活支援の各サービスを一体的に提供していくという「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの複数のサービスを組み合わせて提供する「複合型サービス」が創設されました。

平成27年度から実施される制度改正は、これまでの改正を上回る大きな制度改正となります。団塊の世代が75歳以上を迎える平成37年に向け、従前の医療機関や施設中心の医療・介護から、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスを受けることができる、という流れを踏まえた改正といえます。改正案の主な内容は、地域包括ケアシステムの充実、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上とする、などとなっています。

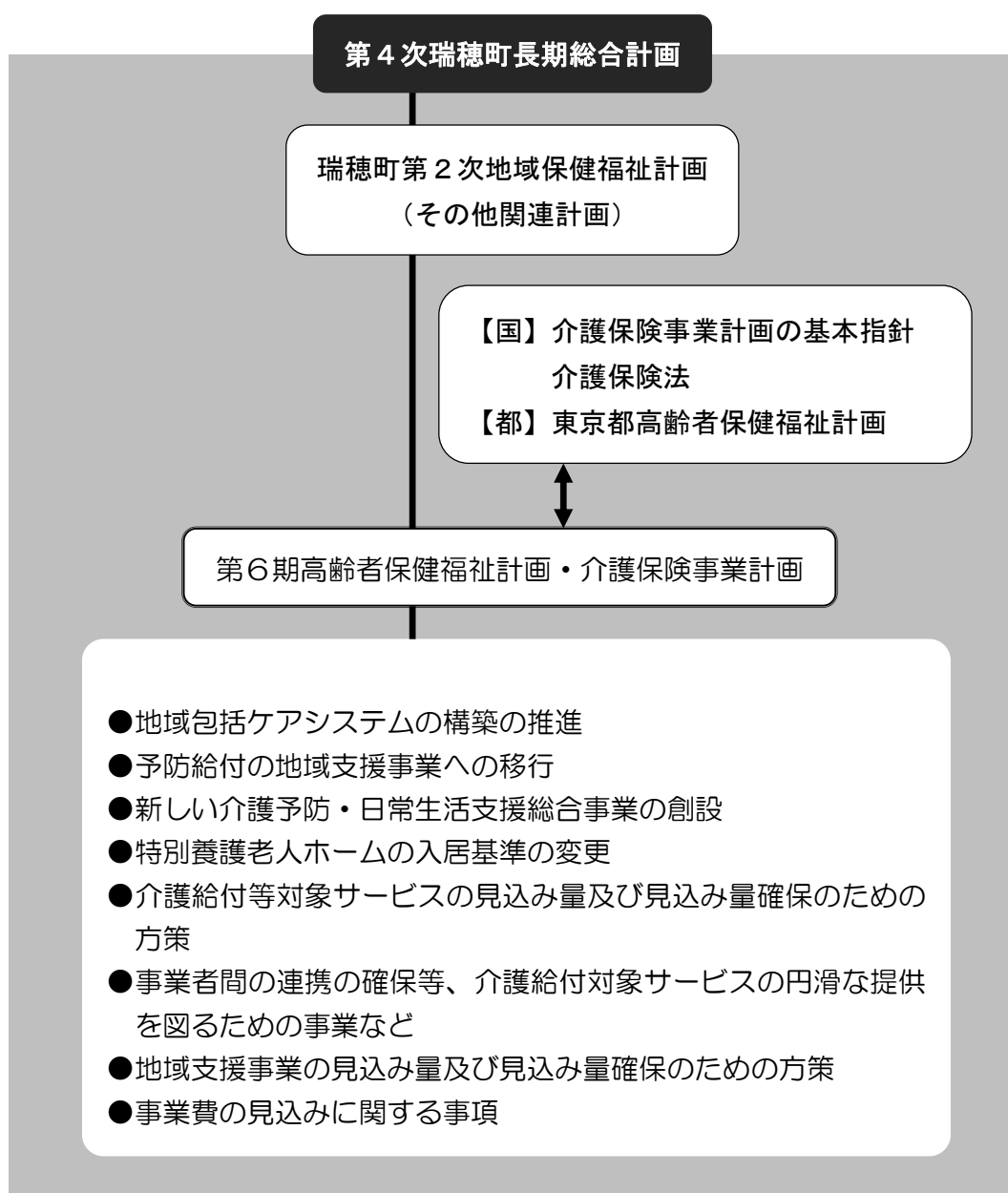
本町における高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ～すべての人を包み込む福祉社会を旨として～」を基本理念としています。また、高齢者に関わる保健福祉の総合的な施策の推進と介護保険事業の円滑な運営のために町の状況に合わせて策定してきました。平成24年3月に策定した「瑞穂町第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、平成27年度以降に迎える高齢化のピーク時に地域連携ができるよう、国の指針に基づき策定しました。

新たに策定する「瑞穂町第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、このたびの制度改正と中長期的な視点を持ち、介護保険サービスの対象とならない高齢者を含むすべての高齢者に対する今後3年間の保健福祉サービスや介護保険事業、その他の関連施策を示し、すべての高齢者に対し取り組みを進めていくことを目的としています。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、すべての市町村に策定が義務付けられている「市町村老人福祉計画」と、同様に介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づき策定される「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

本計画は、町の基本計画である「第4次瑞穂町長期総合計画」や上位計画の「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」をふまえるとともに、「東京都高齢者保健福祉計画」など、国や東京都の計画との整合性を図るものです。



3 計画の期間

本計画は、3年を1期とした計画期間となっているため、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。団塊の世代が75歳以上を迎える平成37年における高齢者福祉の将来像も見据えつつ、計画最終年度である平成29年度の目標値を設定しています。

平成24年度	第5期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画		
25年度			
26年度			
27年度	第6期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画		
28年度			
29年度			
30年度	第7期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画		
31年度			
32年度			
33年度	第8期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画		
34年度			
35年度			
36年度	第9期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画		
37年度		長期将来像	
38年度			

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、福祉・保健・医療の各分野の専門家、町民代表などから構成される「瑞穂町高齢者福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」を設置し、協議・検討を行いました。

また、より多くの町民の意見を計画に反映させるため、60歳以上の住民などにアンケート調査を行い、実態を把握し、計画策定の基礎資料としました。

平成27年1月から2月にかけて、本計画案に対するパブリックコメントを行い、計画案に対する意見を募りました。

5 第6期計画における主な改正点

介護保険制度の改正に伴い、第6期計画では地域包括ケアシステムの構築と、介護保険制度の確保を基本的な視点とし、改正の方向性を示しています。

事 項	改正の方向性	施行予定日
地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し 平成29年度まで		
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、医師会などと連携 ・平成30年4月から全市町村で取り組み 	平成27年4月
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ ・地域ケア会議の普及・定着 ・認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チームの設置 	平成27年4月
生活支援・介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ ・生活支援コーディネーターの配置 ・担い手の養成・発掘 	平成27年4月
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量に応じた人員体制の整備・強化 ・行政との役割分担・機能強化 	平成27年4月
介護保険サービスの効率化・重点化		
介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までに、予防給付のうち、訪問介護・通所介護を新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行 	平成29年4月
特別養護老人ホームの中重度者への重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者を要介護3以上に限定（要介護1・2は特例的とし、既入所者は除く） 	平成27年4月
小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数18人以下の小規模通所介護を平成28年度より新しく導入される地域密着型サービス「地域密着型通所介護」に移行 	平成28年4月
負担の公平化		
低所得者の第1号被保険者の保険料の軽減強化	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費の5割の公費以外に別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減を強化 	平成27年4月
一定以上所得者の利用者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の所得の方の自己負担割合を2割に引き上げ 	平成27年8月
補足給付の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の施設利用者の食費・居住費の負担軽減の要件に、預貯金など、配偶者の所得、非課税年金収入の資産を追加 	平成27年8月

6 計画の基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ
～すべての人を包み込む福祉社会を旨として～

平成37年の地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携の推進、新しい総合事業に積極的に取り組み、瑞穂町にあった地域包括ケアシステムをめざします。

第4次長期総合計画の基本理念「自立と協働」のもと、第6期計画においても、第2次地域保健福祉計画の「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ」を継承するとともに、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3つのめざすべき高齢社会像を継承します。

めざすべき高齢社会像

だれもがいきいきと暮らせる高齢社会

だれもが安心して生活できる高齢社会

だれもが自立して生活できる高齢社会

7 めざすべき高齢社会像

●だれもがいきいきと暮らせる高齢社会

いきいきとした生活を送るためには、就労や余暇、地域活動といった一人ひとりの生活の中で、自分の役割や自分らしさを発揮し、生きがいを感じる事が大切です。

そのため、心身の健康を維持しながら、さまざまなつながりや地域活動、余暇活動などを行っていくことが重要であることから、さまざまな情報の提供や交流などのきっかけづくりを提供することが求められます。また、健康などに関するさまざまな相談にも対応し、一人ひとりの生活の充実に向けた支援も行います。

●だれもが安心して生活できる高齢社会

災害、事故、病気といったものは、突発的なものが多く、予見することは困難です。特に災害においては、一度起きてしまえばこれまでの暮らしが一変するほどの影響があります。そのため、日ごろから対策を講じたり、防災・防犯などの意識づけと実施が必要です。

普段から地域などで交流し、お互いに助け合う体制を整えるなど、災害などが起きてもお互いがつながりながら、生活を維持していくことのできる体制づくりが求められます。

●だれもが自立して生活できる高齢社会

健康状態にかかわらず、できる限り自立した生活を送り、一人ひとりの尊厳が保障された生活を送りたいというのは、すべての市民の願いと言えます。こうした願いを実現していくためには、一人ひとりの高齢者に適した、質の高いサービスが提供される必要があります。

サービスの提供にあたり、常に高齢者本人の立場に立ちながら、自立した生活の構築に向けた支援を行うことが重要です。

8 計画の基本目標

本計画では、以下の基本目標を設定し、平成37年までに4つの状態が実現されることをめざします。

地域包括ケアシステムの構築

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援について、一体的に提供する地域包括ケアシステムが構築され、適切なサービスの提供、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービスの基盤がバランスよく整備されます。

すべての高齢者が可能な限り住み慣れた瑞穂町で、自分らしい生活を送ることができるとをめざします。

認知症対策の推進

認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策を進めます。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざします。

人材の確保及び資質の向上

高齢者が、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由でいきいきとした生活を送ることができ、高齢者自身も支援をする側に回り、お互いに支援をしあえる環境の構築をめざします。また、サービス従事者などの人材が確保され、生きがいをもって働くことができるよう、人材の資質の向上に向け研修やセミナーなどを受講しやすい体制を整備していきます。

支えあう地域づくり

地域の担い手として元気高齢者などの多様な主体が参加し、高齢者が住み慣れた地域で支えあいながら安心して暮らせるよう整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いを支えあう環境づくりをめざします。

9 施策体系

基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ
～すべての人を包み込む福祉社会を目指して～

めざすべき高齢社会像

だれもがいきいきと暮らせる
高齢社会

だれもが安心して生活できる
高齢社会

だれもが自立して生活できる
高齢社会

基本目標

地域包括ケアシステムの構築

人材の確保及び資質の向上

認知症対策の推進

支えあう地域づくり

第6期計画の重点分野

1 地域包括支援センターの機能強化

2 在宅医療・介護連携の推進

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

4 認知症施策の推進

5 介護予防の推進と支えあう地域づくり

基本施策

介護保険事業の展開

1 介護給付サービス

2 介護予防給付サービス

3 地域密着型サービス

4 地域支援事業の見通し

5 介護保険事業の見通し

高齢者保健福祉事業の展開

6 介護予防・生活支援サービスの充実

7 健康づくり活動の充実

8 社会参加活動への参加促進

9 安心できる生活環境の確保

10 ひとにやさしいまちづくり

第 2 章

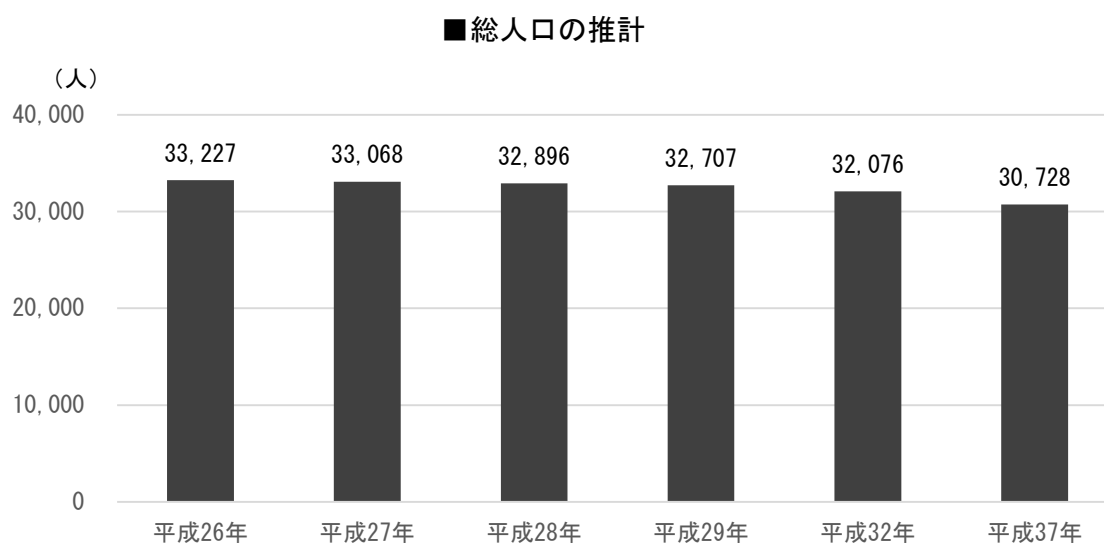
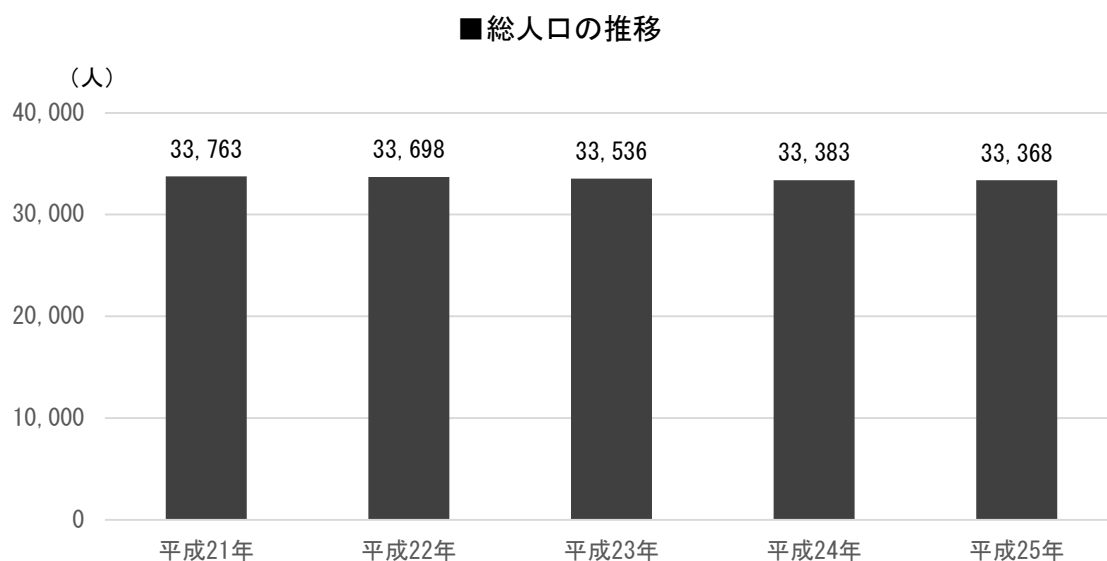
高齢者の現状と推計

第2章 高齢者の現状と推計

1 人口及び年齢階層

(1) 人口の推移と推計

平成25年までの人口の推移では、平成21年から25年で3万3,763人から3万3,368人と395人の減少となっています。26年以降の推計人口でも減少が続き、計画最終年度の平成29年には3万2,707人、37年には3万728人となっています。

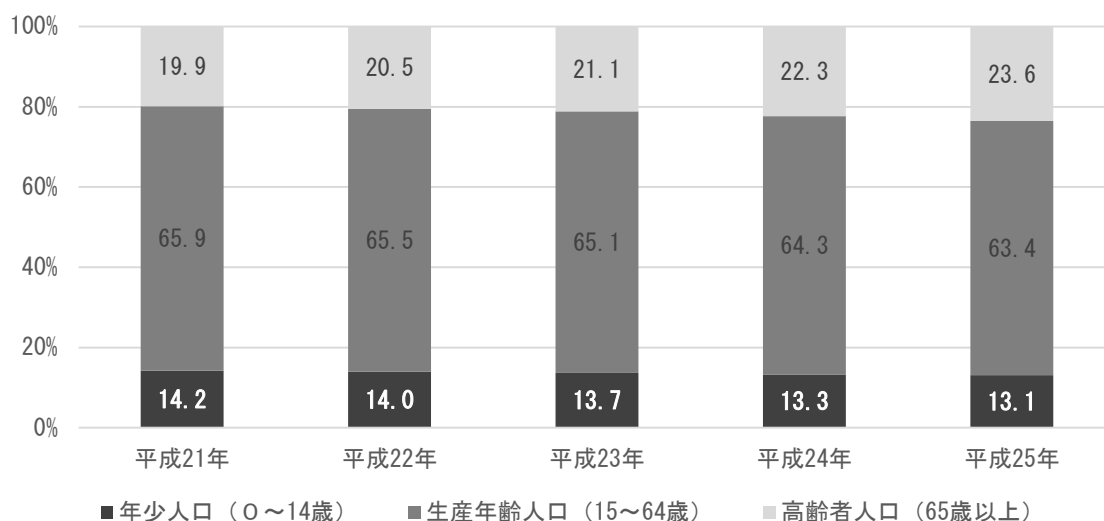


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在・日本人のみ）。平成26年以降は推計値

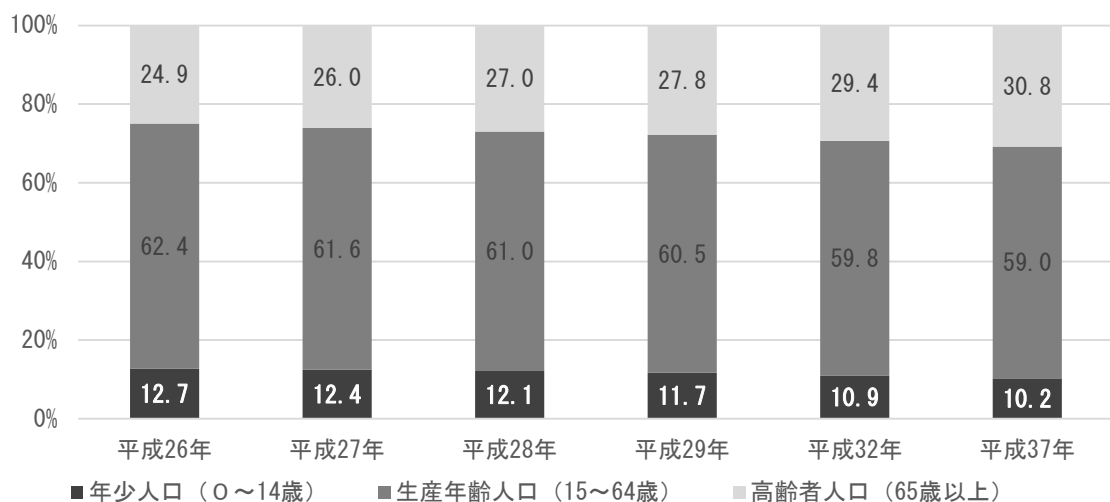
(2) 年齢3区分別割合の推移と推計

年齢3区分別の割合の推移・推計ともに、年少人口と生産年齢人口は減少が続く一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続き、平成37年には30%を超えています。

■ 年齢3区分別割合の推移



■ 年齢3区分別割合の推計



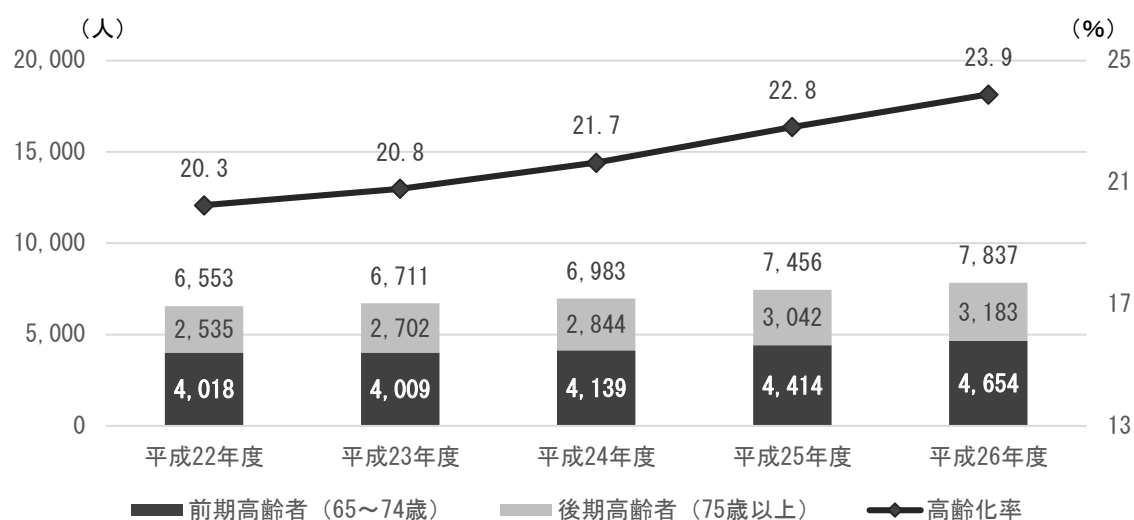
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在・日本人のみ）。平成26年以降は推計値

(3) 第1号被保険者数と高齢化率の推移と推計

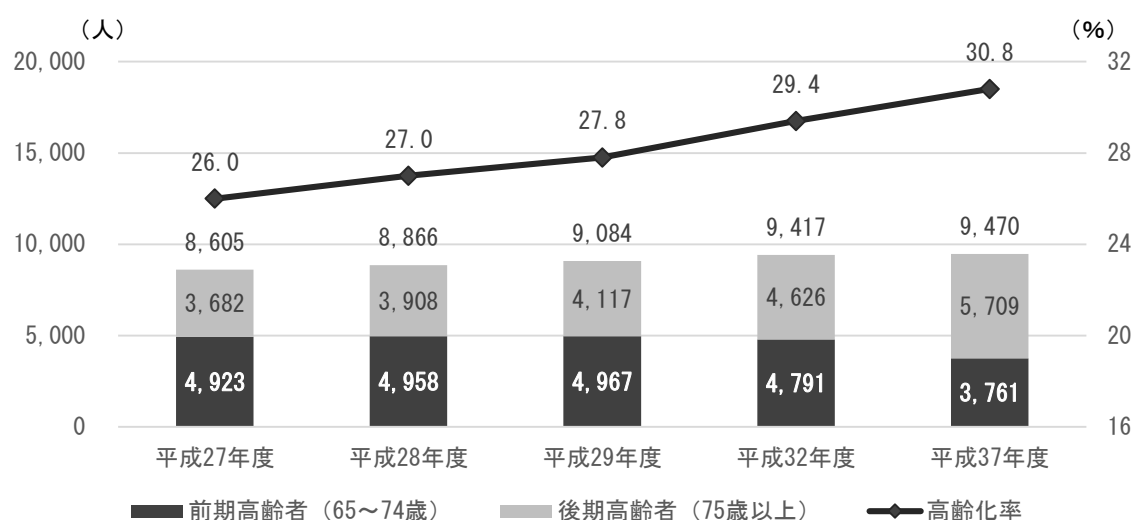
前期高齢者、後期高齢者数ともに増加しています。高齢化率も増加しており、平成26年度には23.9%となっています。

また、推計をみると、平成37年度までには前期高齢者数と後期高齢者数が逆転し、後期高齢者が多くなり、高齢化率も30%を超える見通しとなっています。

■ 第1号被保険者数と高齢化率の推移



■ 高齢者数と高齢化率の推計



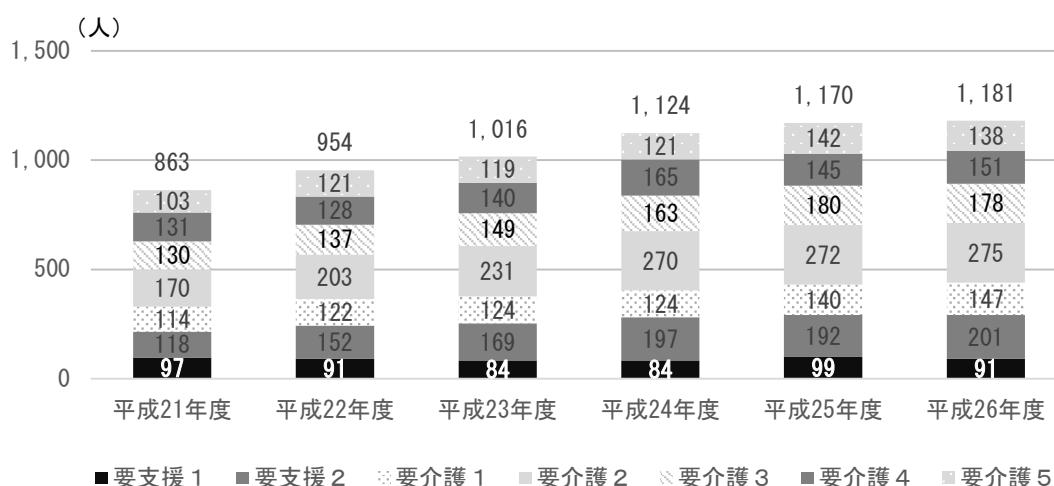
資料：高齢課（各年度4月1日現在）。平成27年度以降は推計値

(4) 要介護認定者数の推移と推計

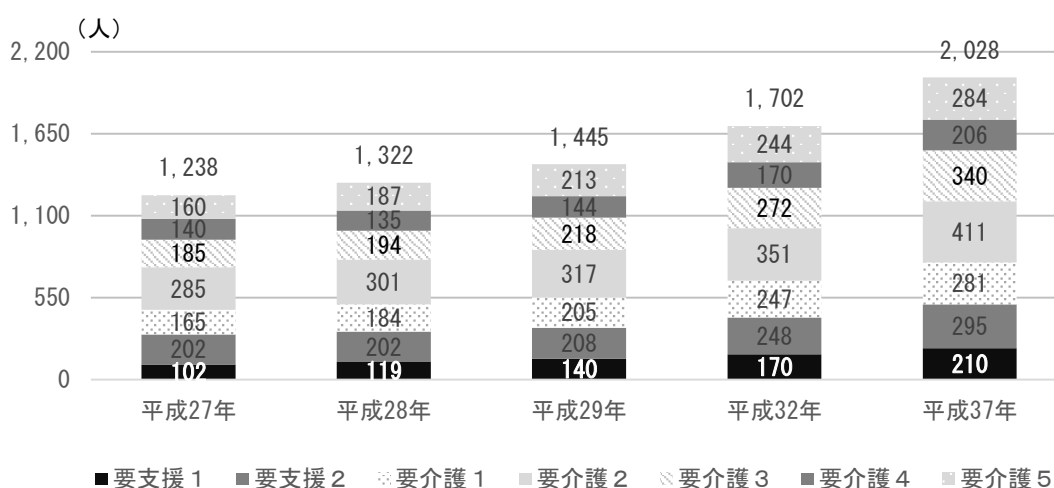
すべての介護度で増加傾向にあります。平成21年度には認定者は863人でしたが、平成26年度には1,181人と318人の増加がみられています。

また、推計をみると、平成29年には1,445人、平成37年には2,028人と増加が続く見通しとなっています。

■ 要介護認定者数の推移



■ 要介護認定者数の推計



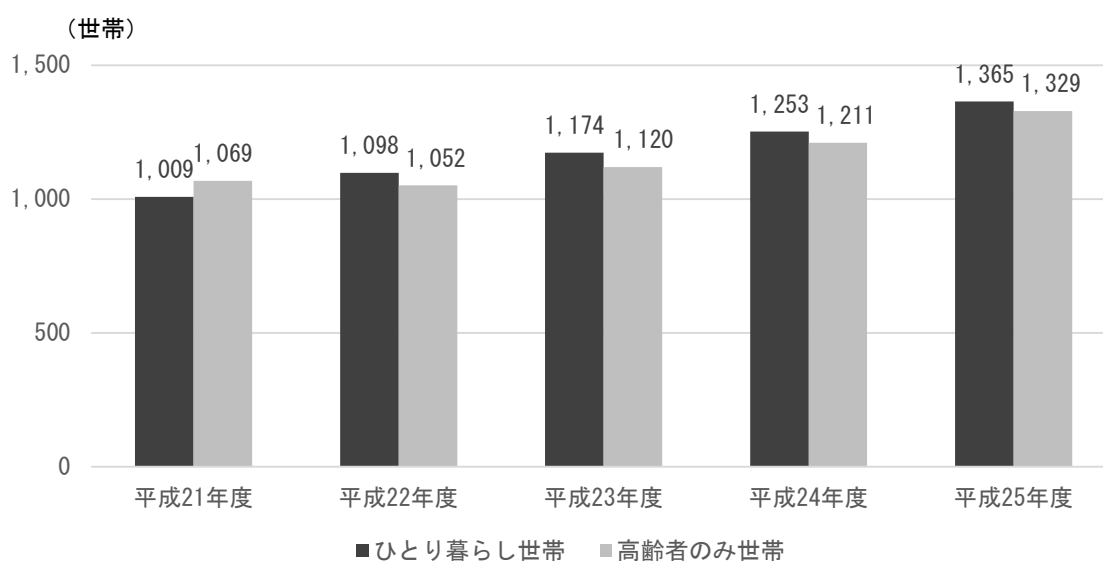
資料：介護保険事業報告（3月末現在）。平成27年以降は推計値

2 ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の推移と推計

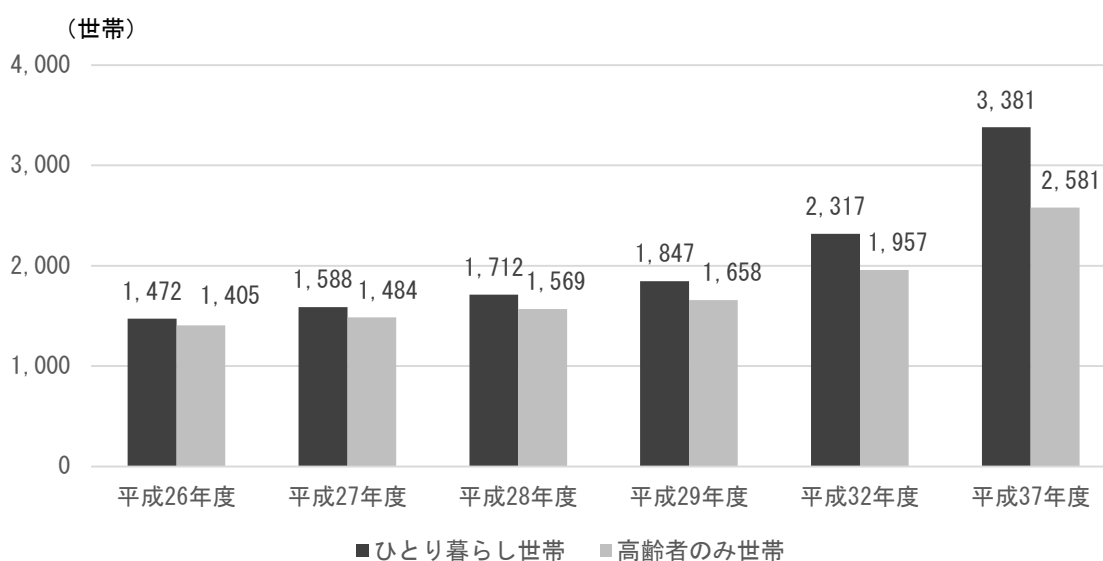
ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯ともに増加し、平成25年度にはそれぞれ1,300世帯を超えています。

平成26年度以降の推計でも増加の見通しとなっており、平成29年度にはひとり暮らし世帯が1,847世帯、高齢者のみ世帯が1,658世帯と推計されています。

■ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の推移



■ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の推計

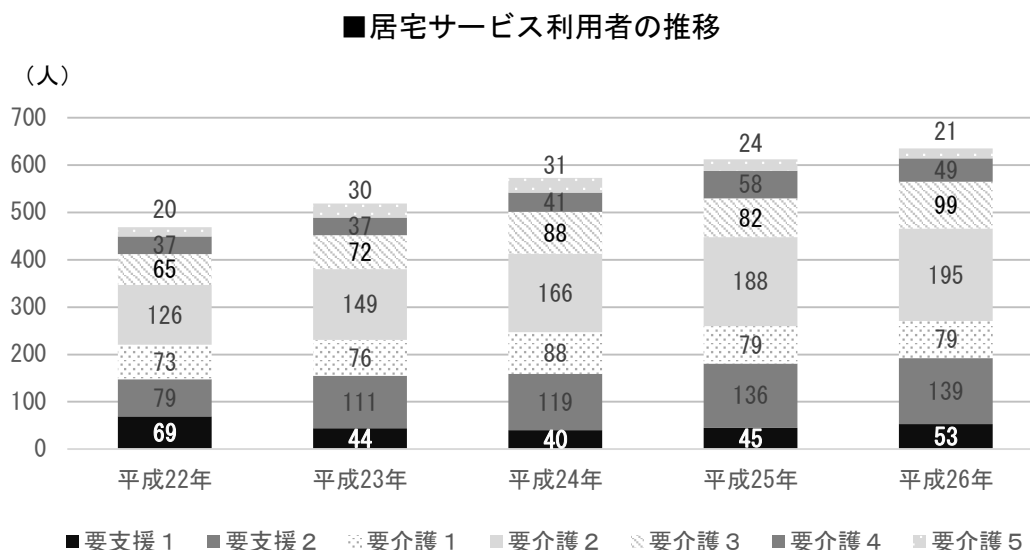


資料：高齢課（各年1月1日現在）

3 介護保険事業の実績概要

(1) 居宅サービス利用者の推移（各年4月分）

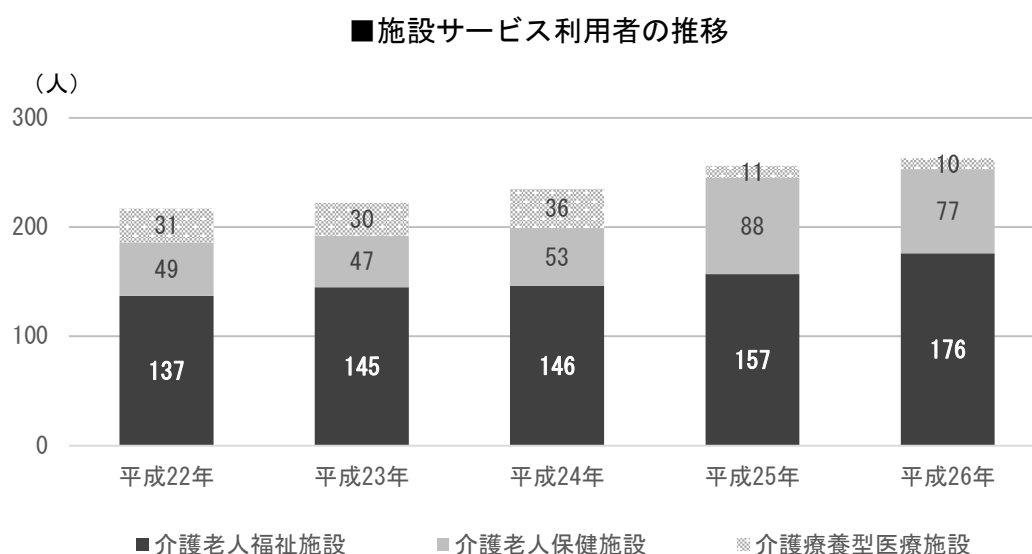
利用者数は増加しており、特に要支援2、要介護2と3で増加しています。



資料：高齢課

(2) 施設サービス利用者の推移（各年4月分）

介護老人福祉施設の利用者数は年々増加しています。介護老人保健施設の利用者は、減少している年もありますが、全体としては増加傾向となっています。

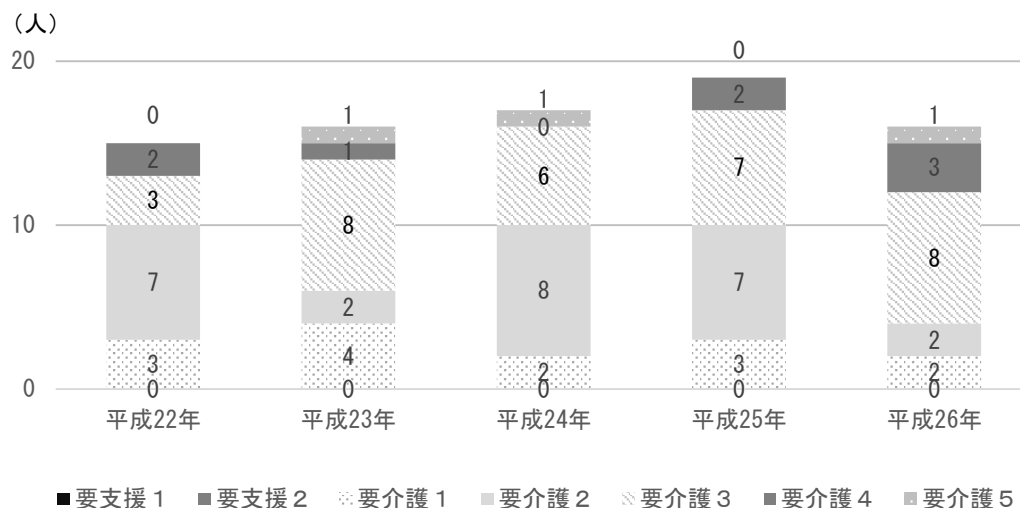


資料：高齢課

(3) 地域密着型サービス利用者の推移（各年4月分）

要支援認定者の利用者はいません。要介護認定者では、要介護1～3の利用者が多くなっています。

■ 地域密着型サービス利用者の推移



* 地域密着型サービスの利用状況（平成26年3月利用分）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3名	（日高市 羽村市 あきる野市）
認知症対応型通所介護	13名	（瑞穂町）
小規模多機能型居宅介護	1名	（武蔵村山市）

資料：高齢課

(4) 利用人数と費用総額の、居宅サービス、施設サービスの構成比（各年4月分）

費用における構成比では、居宅サービスが40%台となっていますが、比率が高くなっています。施設サービスは50%台ですが、平成23年以降50%程度で横ばいとなっています。

■利用人数と費用総額の、居宅サービス、施設サービスの構成比

(単位：千円)

	項目	居宅	施設	地域密着型	計
平成22年 利用実績	利用人数	469	217	15	701
	構成比	66.9%	31.0%	2.1%	100%
	費用総額	46,288	58,847	1,983	107,118
	構成比	43.2%	54.9%	1.9%	100%
平成23年 利用実績	利用人数	519	222	16	757
	構成比	68.6%	29.3%	2.1%	100%
	費用総額	53,251	59,194	2,279	114,724
	構成比	46.4%	51.6%	2.0%	100%
平成24年 利用実績	利用人数	573	235	17	825
	構成比	69.4%	28.5%	2.1%	100%
	費用総額	60,483	65,077	2,178	127,738
	構成比	47.4%	50.9%	1.7%	100%
平成25年 利用実績	利用人数	612	256	19	887
	構成比	69.0%	28.9%	2.1%	100%
	費用総額	66,221	67,376	2,734	136,331
	構成比	48.6%	49.4%	2.0%	100%
平成26年 利用実績	利用人数	635	263	16	914
	構成比	69.5%	28.8%	1.7%	100%
	費用総額	65,781	68,713	2,383	136,877
	構成比	48.1%	50.2%	1.7%	100%

※高額介護サービス費、審査支払手数料を除く
資料：高齢課

(5) 介護給付費の推移

介護給付費の増加が続いています。平成25年度には、17億5,200万円程度となっています。

■介護給付費の推移

(単位：千円)

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)
給 付 費	1,376,568	1,501,443	1,711,257	1,752,158
前年との比較	89,866	124,875	209,814	40,901
前年比伸び率	7.0%	9.1%	14.0%	2.4%

資料：高齢課

4 アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

第6期計画策定の基礎資料とするために、60歳以上の住民、要介護認定者を対象に、介護予防の観点から日常生活の状態、介護・福祉・保健サービスなどの利用の意向などを把握することを目的に実施しました。

(2) 調査の種類

調査票	調査対象者
60歳以上の住民	瑞穂町に住民登録のある60歳以上で要介護・要支援認定を受けていない町民
軽度の要介護認定者	瑞穂町に住民登録があり、要支援1から要介護2の認定を受けている町民
重度の要介護認定者	瑞穂町に住民登録があり、要介護3以上の認定を受けている町民
介護支援専門員	町内の居宅介護支援事業所に在籍する介護支援専門員

(3) 調査方法と回収状況

調査基準日 : 平成26年11月1日

調査方法 : 郵送によるアンケート調査

調査期間 : 平成26年11月～12月

<介護支援専門員調査>

調査方法 : 事業所宛てに配布、回収用ポスト投函による回収

調査期間 : 平成26年2月28日～3月10日

調査票	調査人数	回収数	回収率	有効回答者数	有効回収率
60歳以上の住民	2,300人 無作為抽出	1,634人	71.0%	1,634人	71.0%
軽度の要介護認定者	622人	404人	65.0%	382人	61.4%
重度の要介護認定者	278人	172人	61.9%	113人	40.6%
介護支援専門員	23票	18票	78.3%	18票	78.3%

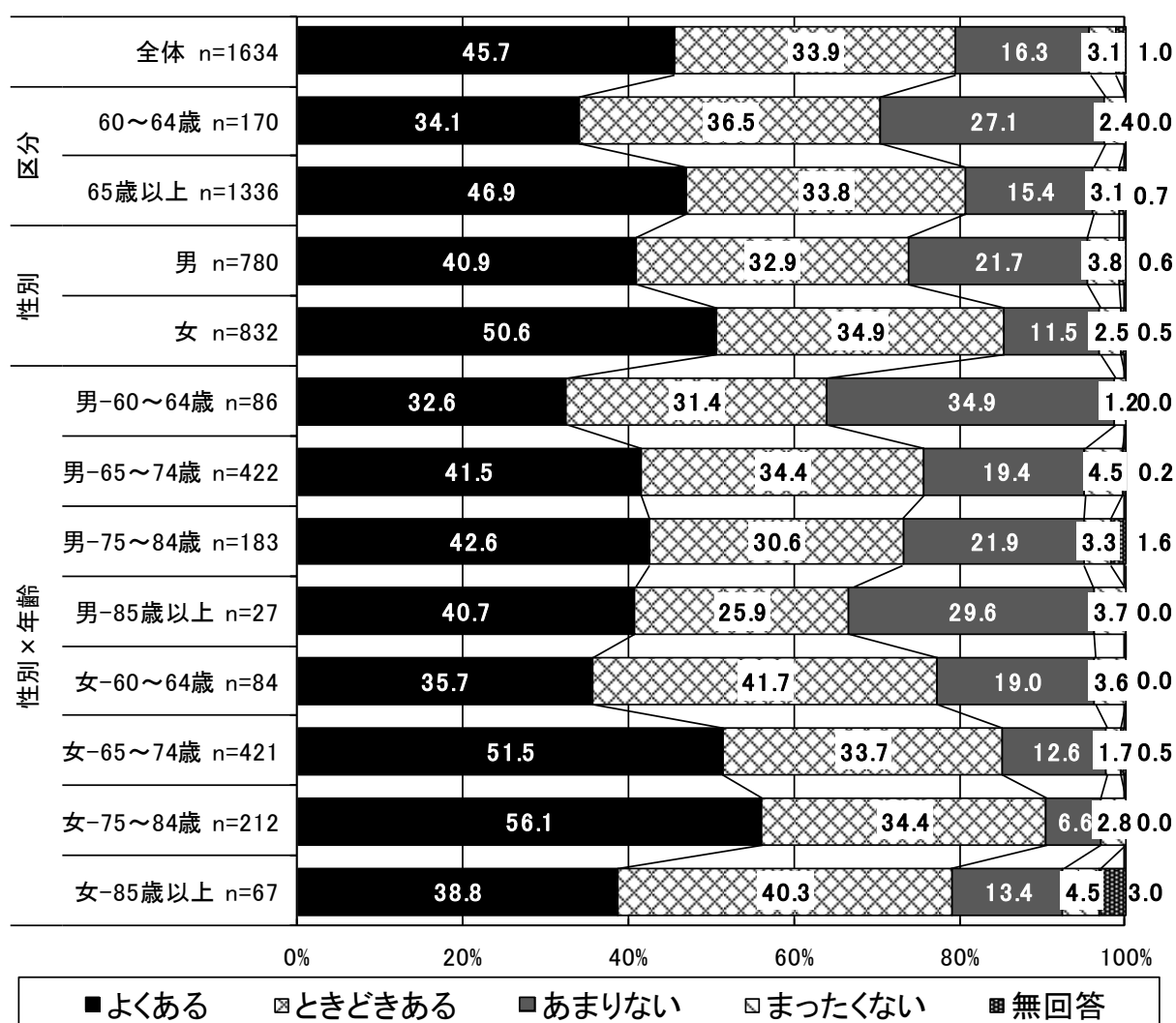
(4) 調査項目

調査票	調査項目
60歳以上の住民	1 宛名のご本人（あなた）のことについて 2 日常生活について 3 身体の健康状況について 4 健康管理と介護予防等について 5 介護保険制度等について 6 地域で住み続けるために 7 家族介護について 8 高齢者施策全般について
軽度の要介護認定者	1 宛名のご本人（あなた）のことについて 2 日常生活について 3 身体や健康状況について 4 介護保険サービスの利用について 5 介護保険制度等について 6 地域で住み続けるために 7 高齢者施策全般について
重度の要介護認定者	1 宛名のご本人（あなた）やご家族について 2 あなたの日頃の生活について 3 介護保険サービスの利用について 4 介護保険制度について 5 地域で住み続けるために 6 主な介護者等について 7 高齢者施策全般について
介護支援専門員	1 回答者及び居宅介護支援事業所について 2 ケアマネジメント全般について 3 医療と介護の連携について 4 その他

(5) 60歳以上の住民調査結果概要

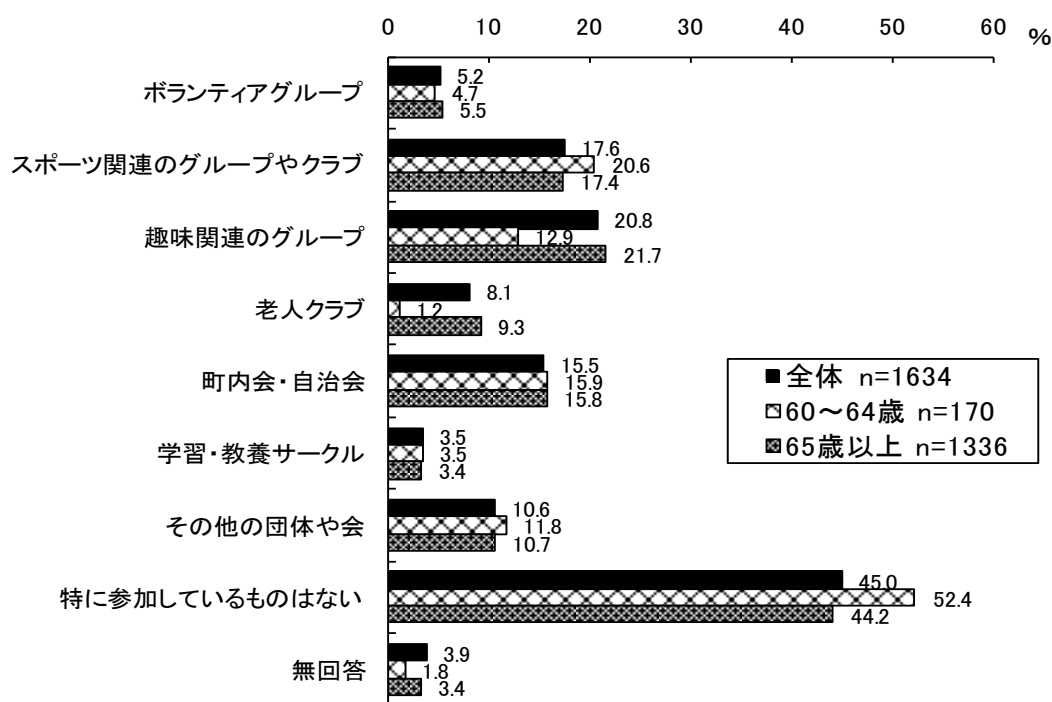
① あなたは地域の人と話をしたり、交流したりする機会がありますか

- ・65歳以上の『地域の人との交流』についてみると、「よくある」が最も多く46.9%となっています。次いで「ときどきある」が33.8%、「あまりない」が15.4%、「まったくない」が3.1%となっています。
- ・60～64歳よりも65歳以上のほうが、また男性よりも女性のほうが地域の人と交流している割合が高くなっています。



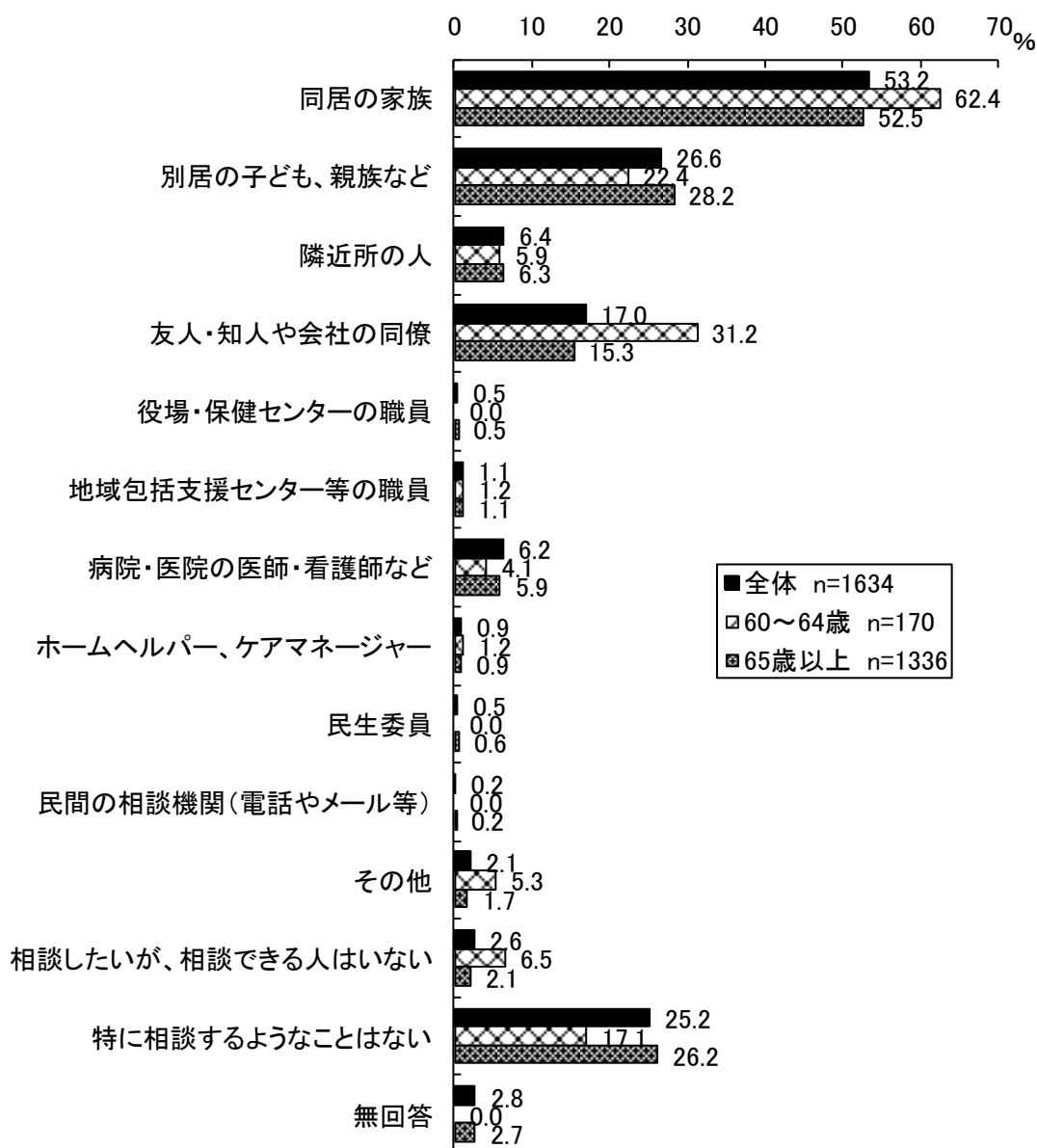
② 仕事以外に、趣味や地域活動で参加していることは何ですか

- 65歳以上の『趣味や地域活動』についてみると、「特に参加しているものはない」が最も多く44.2%となっています。次いで「趣味関連のグループ」が21.7%、「スポーツ関連のグループやクラブ」が17.4%、「町内会・自治会」が15.8%となっています。
- 60～64歳では、「特に参加しているものはない」が最も多く52.4%となっています。次いで「スポーツ関連のグループやクラブ」が20.6%、「町内会・自治会」が15.9%、「趣味関連のグループ」が12.9%となっています。



③ あなたは普段、悩みや心配ごとをどなたに相談していますか

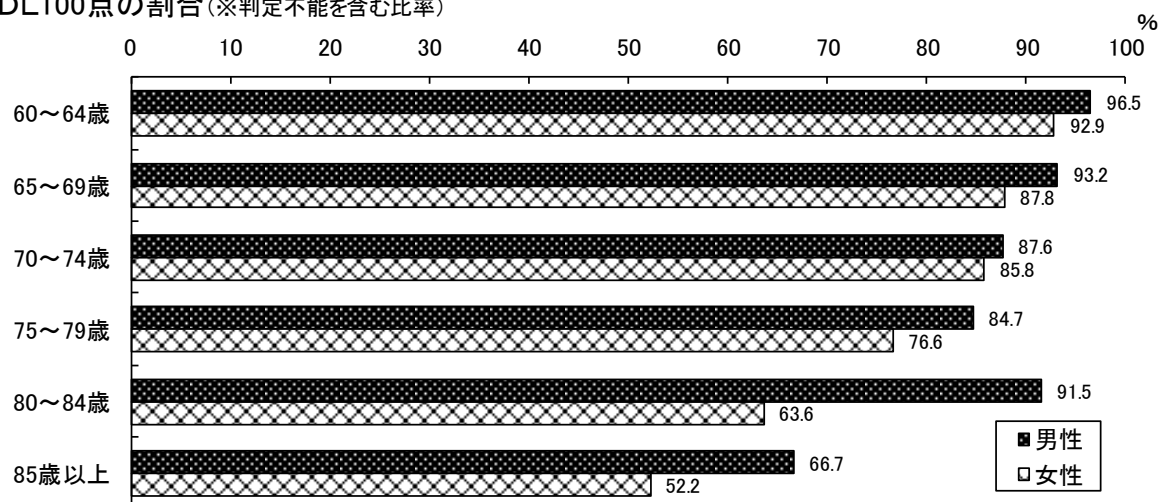
- ・悩みや心配ごとの相談相手についてみると、「同居の家族」が最も多く53.2%となっています。次いで「別居の子ども、親族など」が26.6%、「特に相談するようなことはない」が25.2%、「友人・知人や会社の同僚」が17.0%となっています。



④ 日常生活動作（ADL）得点について

- ・65歳以上では、「100点」が83.4%となっています。次いで「90点以上～100点未満」が7.6%、「80点以上～90点未満」が1.3%、「70点以上～80点未満」が0.6%となっています。

ADL100点の割合（※判定不能を含む比率）

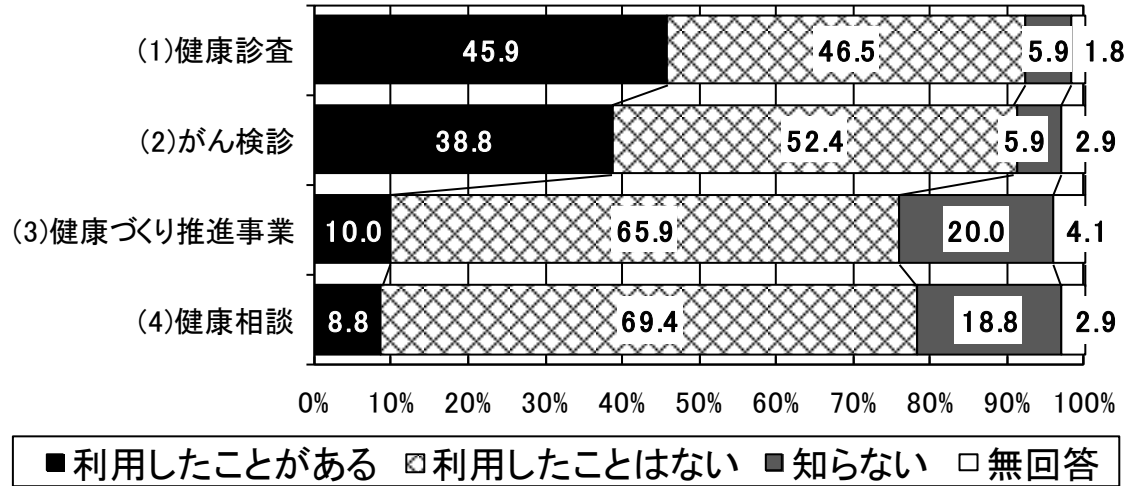


	合計	ADL（総得点）											無回答	
		0点以上 ～10点 未満	10点以 上～20 点未満	20点以 上～30 点未満	30点以 上～40 点未満	40点以 上～50 点未満	50点以 上～60 点未満	60点以 上～70 点未満	70点以 上～80 点未満	80点以 上～90 点未満	90点以 上～100 点未満	100点		
全体	1634 100.0	0 0.0	1 0.1	0 0.0	2 0.1	1 0.1	1 0.1	6 0.4	9 0.6	21 1.3	112 6.9	1372 84.0	109 6.7	
区分	60～64歳	170 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.6	2 1.2	1 0.6	161 94.7	4 2.4
	65歳以上	1336 100.0	0 0.0	1 0.1	0 0.0	1 0.1	1 0.1	1 0.1	4 0.3	8 0.6	17 1.3	101 7.6	1114 83.4	88 6.6
性別・年齢	男-60～64歳	86 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.2	1 1.2	83 96.5	0 0.0
	男-65～69歳	220 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	10 4.5	205 93.2	2 0.9	
	男-70～74歳	202 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 1.0	2 0.5	11 5.4	177 87.6	11 5.4	
	男-75～79歳	124 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.8	1 0.8	9 7.3	105 84.7	8 6.5	
	男-80～84歳	59 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 6.8	54 91.5	1 1.7	
	男-85歳以上	27 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 3.7	1 3.7	1 0.0	0 0.0	0 0.0	2 7.4	2 7.4	18 66.7	3 11.1
	女-60～64歳	84 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 1.2	1 1.2	1 0.0	0 0.0	78 92.9	4 4.8
	女-65～69歳	238 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.4	1 0.4	18 7.6	209 87.8	9 3.8	
	女-70～74歳	183 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	0 0.0	3 1.6	11 6.0	157 85.8	11 6.0	
	女-75～79歳	124 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.8	0 0.0	0 0.0	1 0.8	1 0.8	2 1.6	15 12.1	95 76.6	9 7.3
	女-80～84歳	88 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 1.1	1 2.3	2 11.4	10 63.6	56 63.6	19 21.6
	女-85歳以上	67 100.0	0 0.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.0	1 1.5	3 4.5	11 16.4	35 52.2	14 20.9

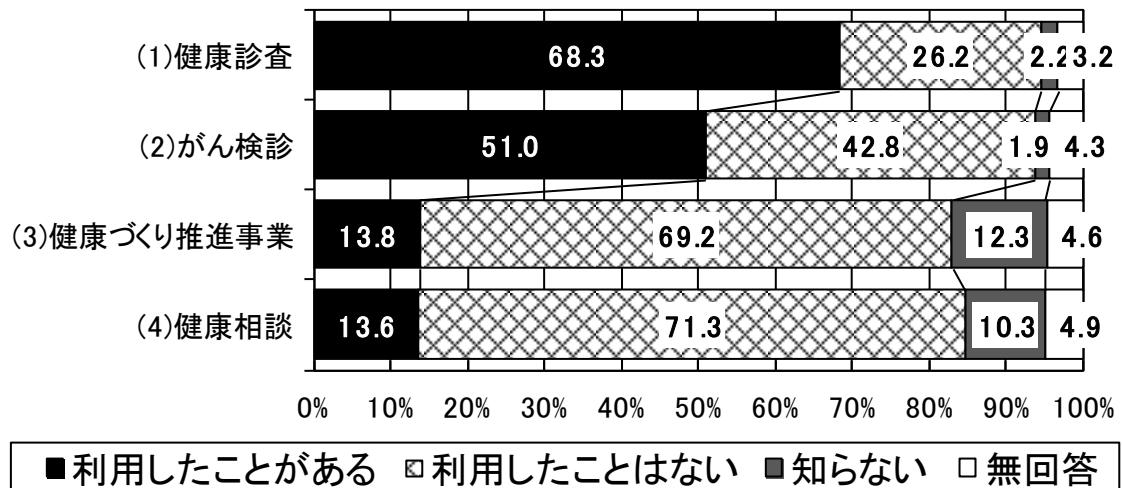
⑤ 町で実施している保健事業をご存じですか

- ・65歳以上で「利用したことがある」の割合が高いのは、健康診査（45.9%）、がん検診（38.8%）となっています。一方、健康づくり推進事業、健康相談は「知らない」の割合が20%前後と低い割合です。

《65歳以上》

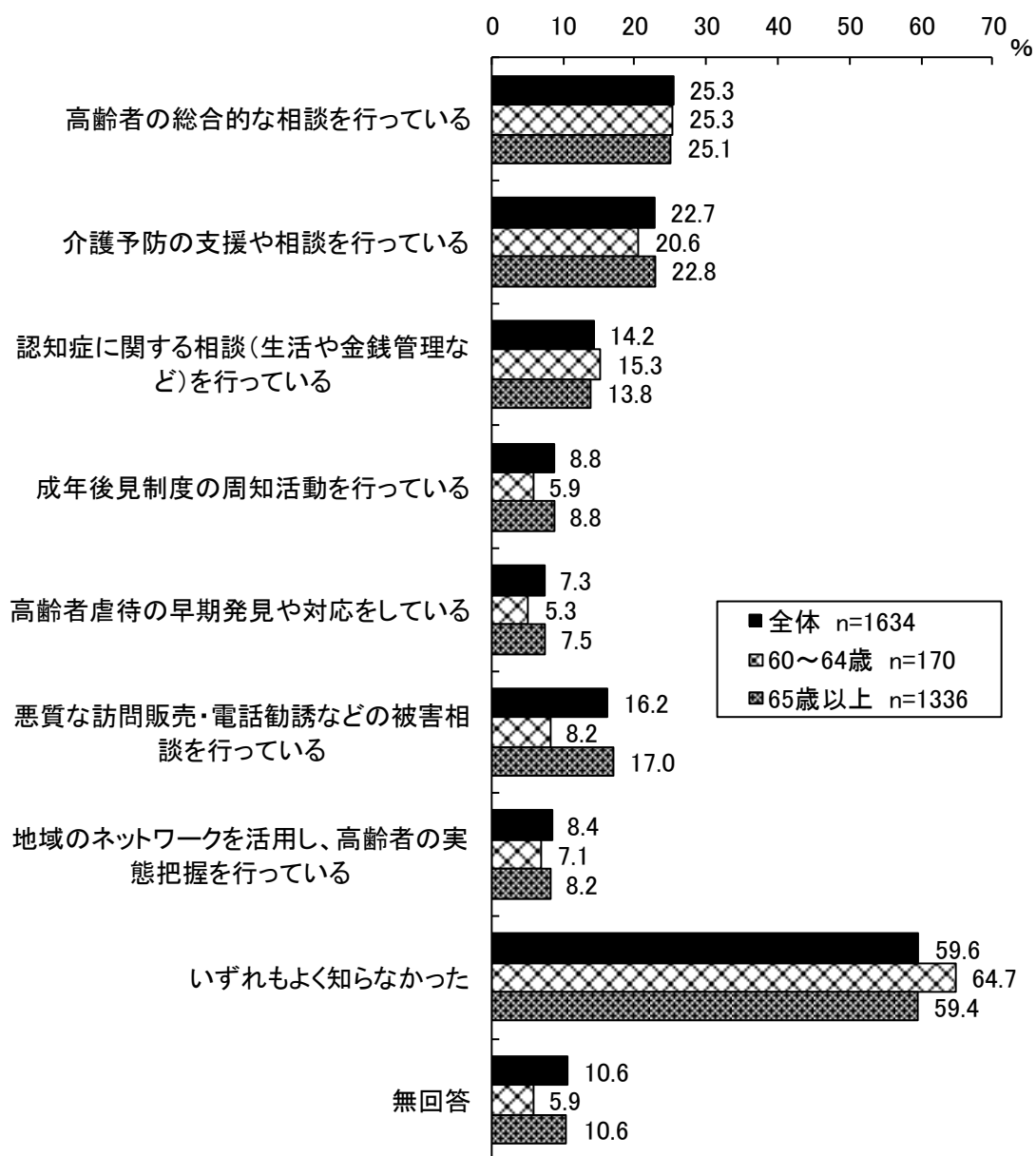


《60～64歳》



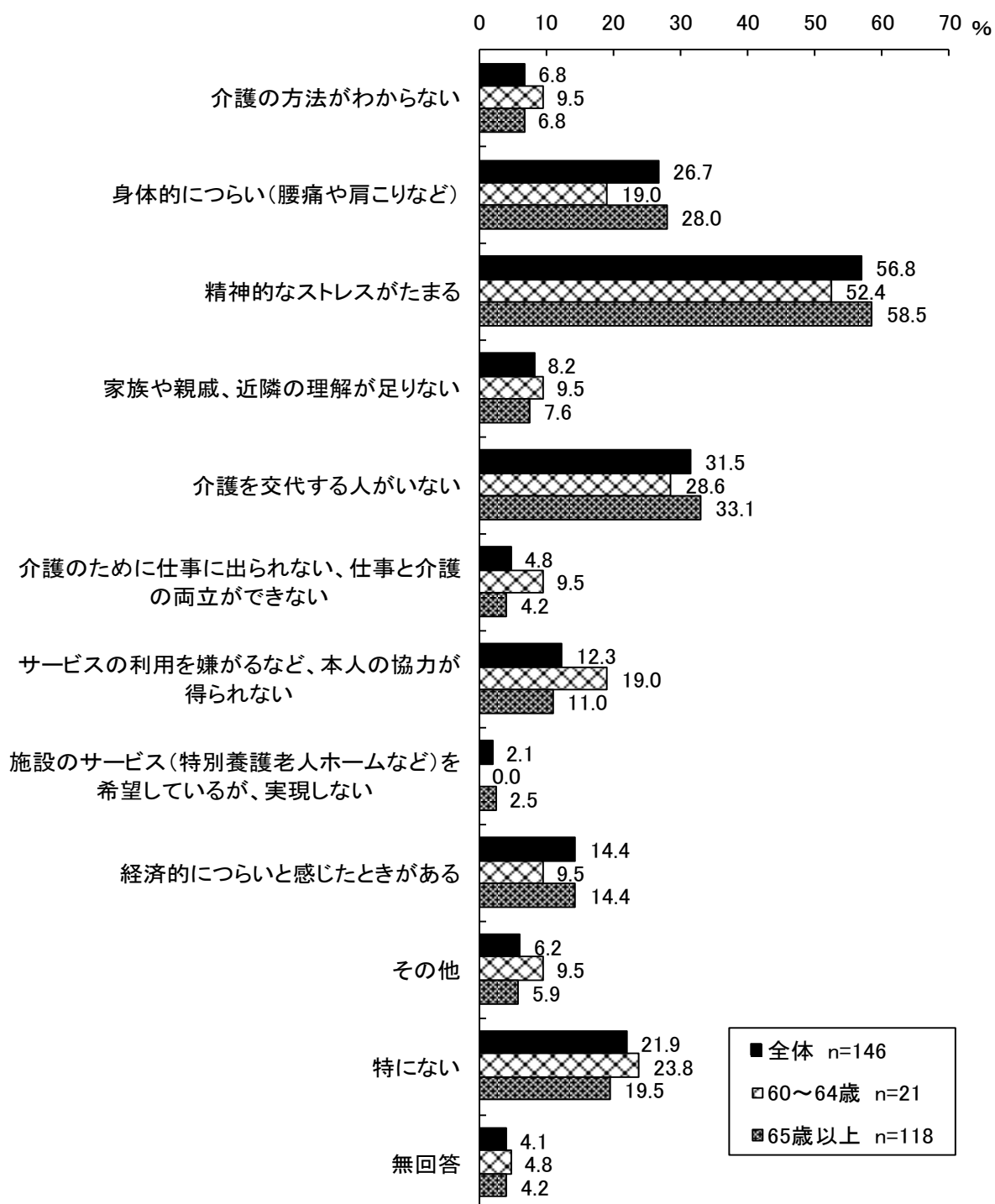
⑥ 地域包括支援センターの役割や機能をご存じですか

・65歳以上の『地域包括支援センターの役割について知っていること』についてみると、「いずれもよく知らなかった」が最も多く59.4%となっています。次いで「高齢者の総合的な相談を行っている」が25.1%、「介護予防の支援や相談を行っている」が22.8%、「悪質な訪問販売・電話勧誘などの被害相談を行っている」が17.0%となっています。



⑦ ご家族の介護をしていて、負担に感じたことは何ですか

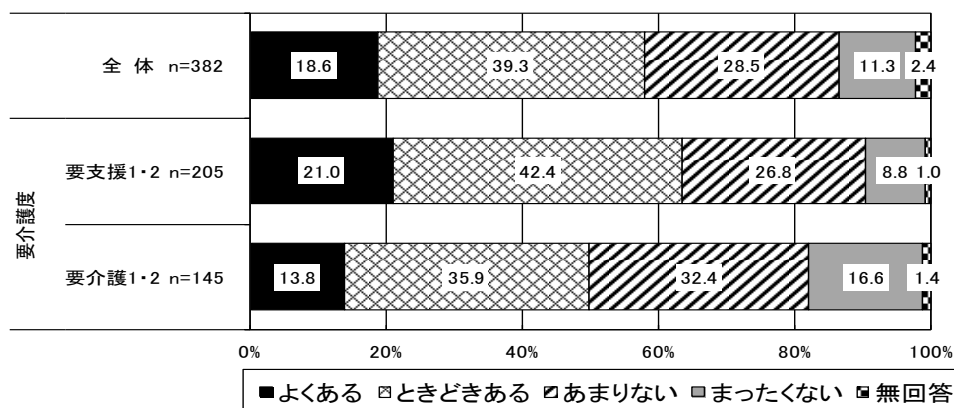
- 家族の介護の負担についてみると、「精神的なストレスがたまる」が最も多く、56.8%となっています。次いで「介護を交代する人がいない」が31.5%、「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」が26.7%、「特にない」が21.9%となっています。



(6) 軽度の要介護者調査結果概要

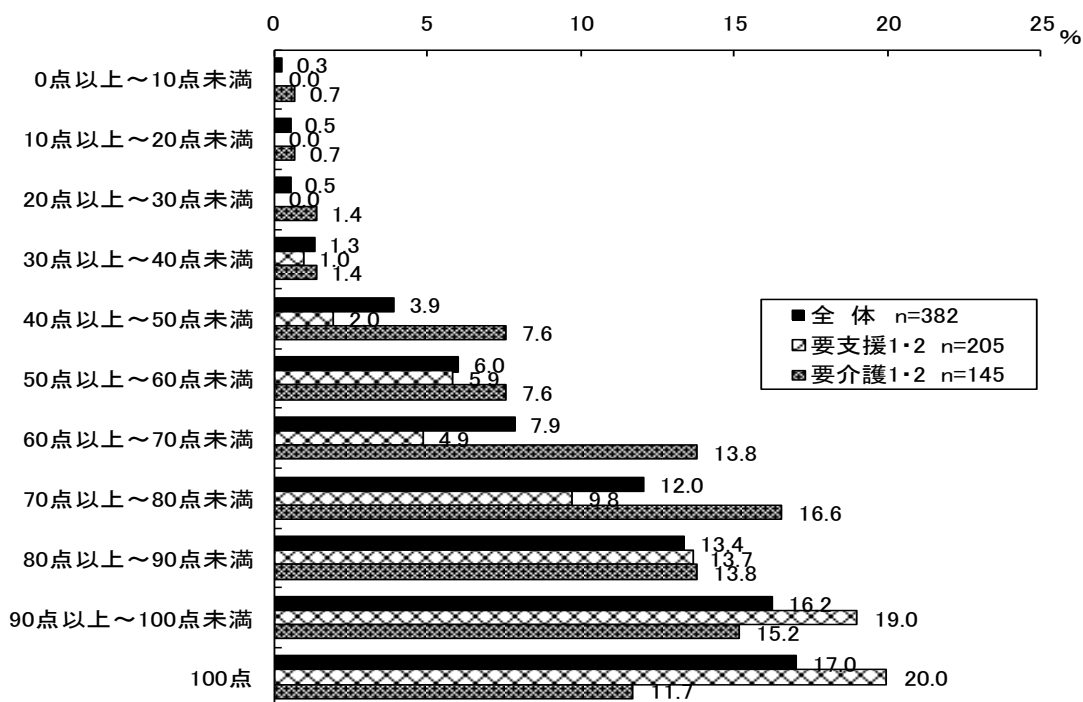
① あなたは地域の人と話をしたり、交流したりする機会がありますか

- 地域の人との交流する機会についてみると、「ときどきある」が最も多く39.3%となっています。次いで「あまりない」が28.5%、「よくある」が18.6%、「まったくない」が11.3%となっています。
- 要支援よりも、要介護のほうが、交流の機会が少なくなっています。



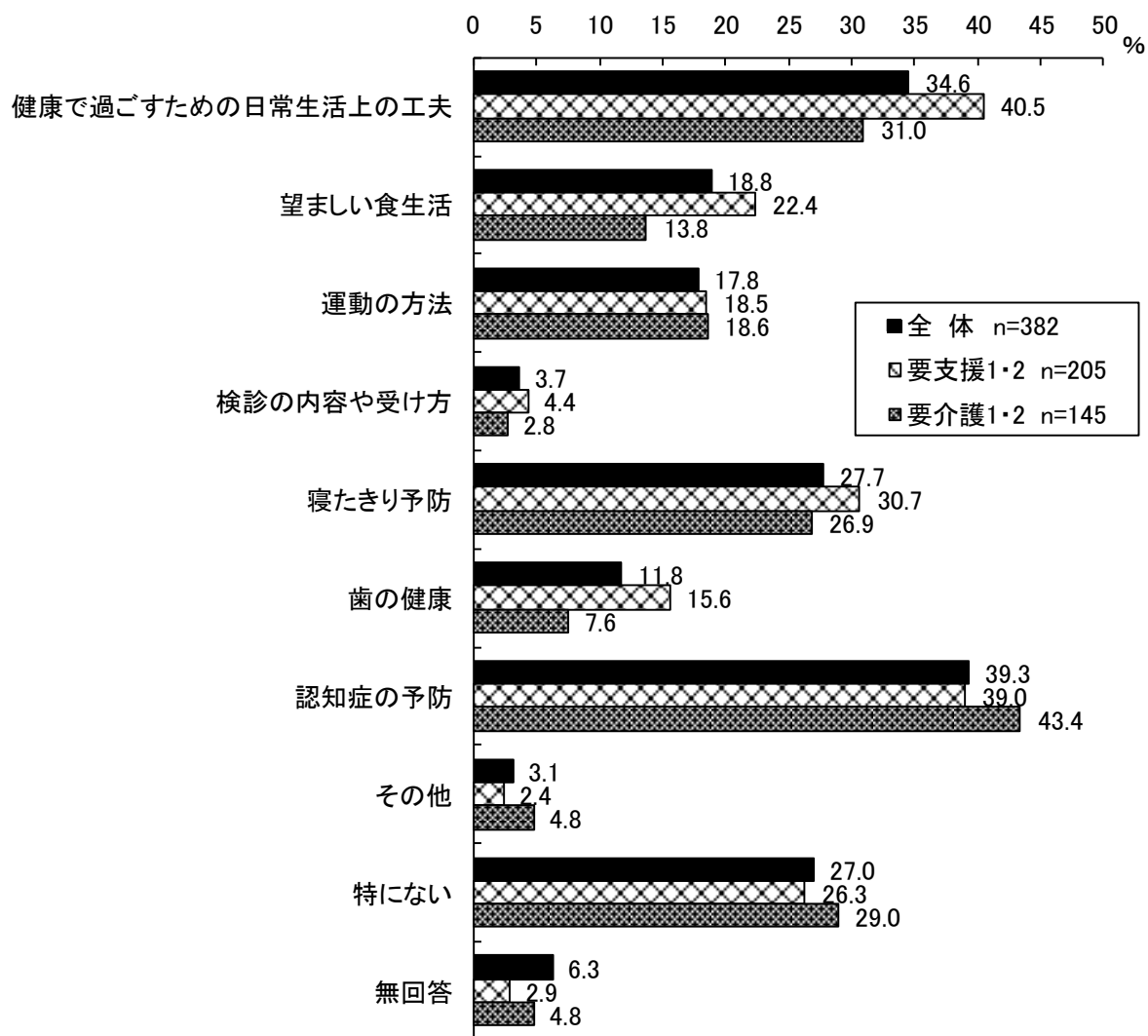
② 日常生活動作（ADL）得点について

- 「100点」が最も多く17.0%となっています。次いで「90点以上～100点未満」が16.2%、「80点以上～90点未満」が13.4%、「70点以上～80点未満」が12.0%となっています。



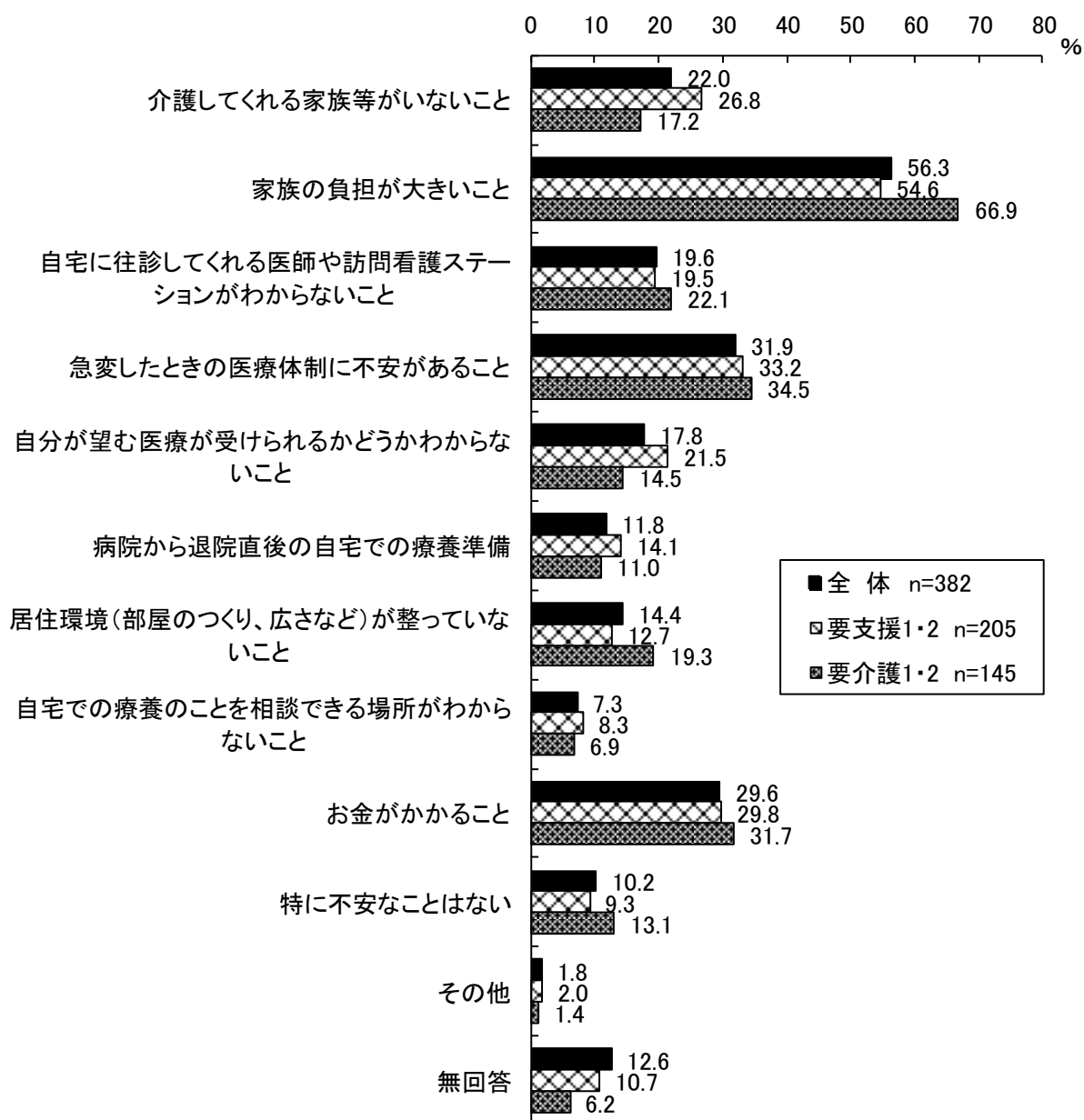
③ あなたは健康について、何か知りたい情報がありますか

- 健康について知りたい情報についてみると、「認知症の予防」が最も多く39.3%となっています。次いで「健康で過ごすための日常生活上の工夫」が34.6%、「寝たきり予防」が27.7%、「特にない」が27.0%となっています。



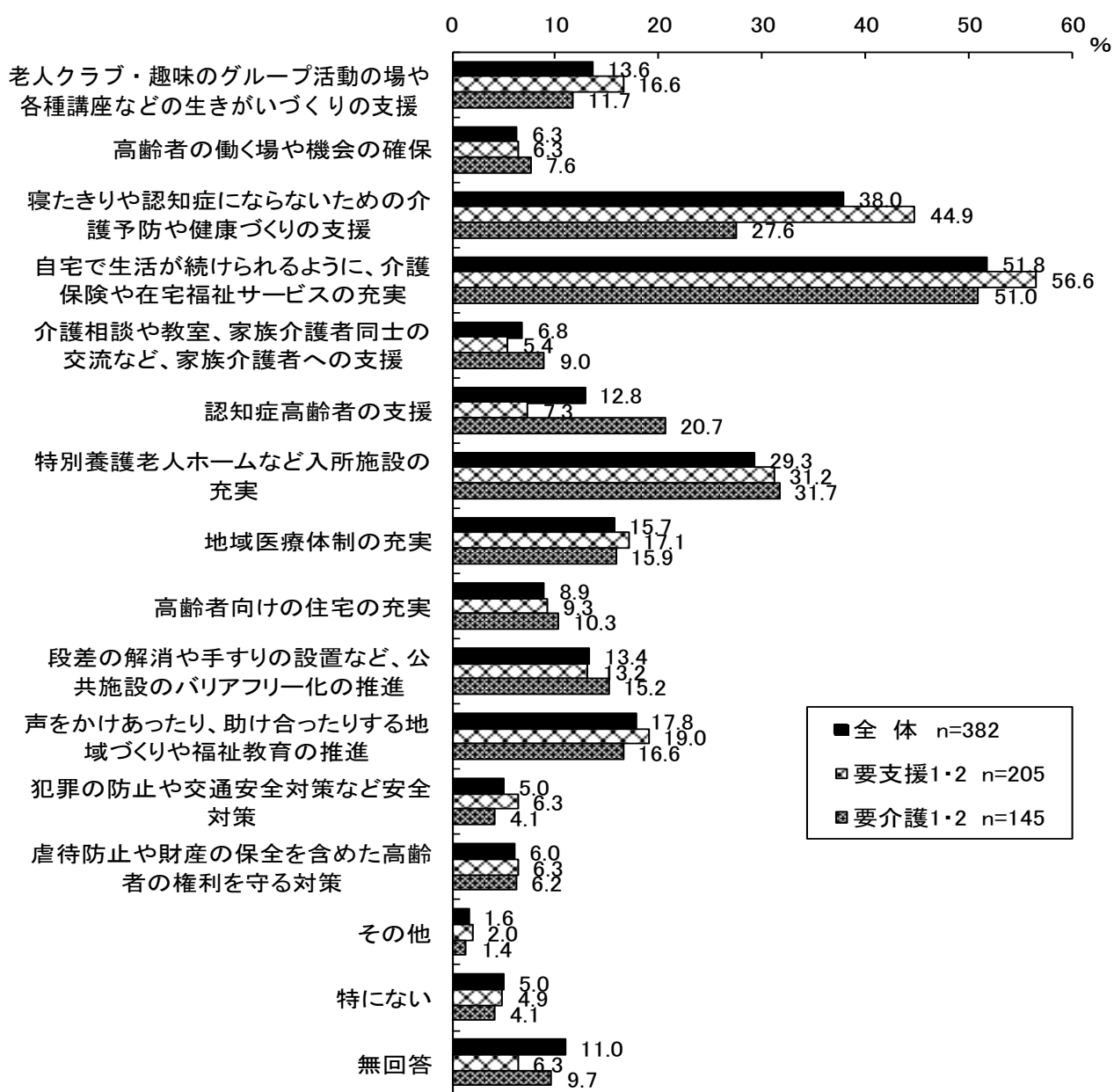
④ 自宅で療養する場合、その実現を難しくする要因は何ですか

- 自宅で療養を難しくする要因についてみると、「家族の負担が大きいこと」が最も多く56.3%となっています。次いで「急変したときの医療体制に不安があること」が31.9%、「お金がかかること」が29.6%、「介護してくれる家族等がないこと」が22.0%となっています。



⑤ 今後の生活を豊かにするために、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか

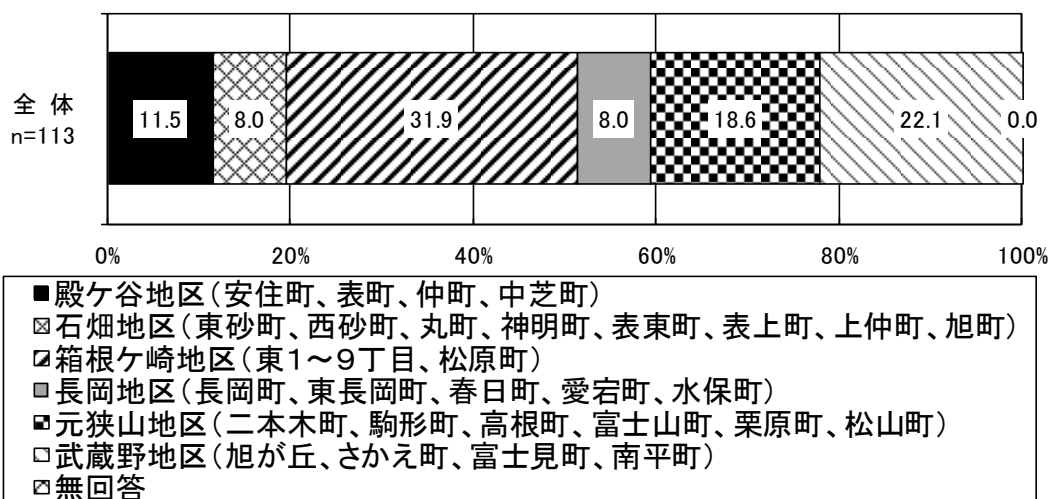
・行政が力を入れる施策についてみると、「自宅で生活が続けられるように、介護保険や在宅福祉サービスの充実」が最も多く51.8%となっています。次いで「寝たきりや認知症にならないための介護予防や健康づくりの支援」が38.0%、「特別養護老人ホームなど入所施設の充実」が29.3%、「声をかけあったり、助け合ったりする地域づくりや福祉教育の推進」が17.8%となっています。



(7) 重度の要介護者調査結果概要

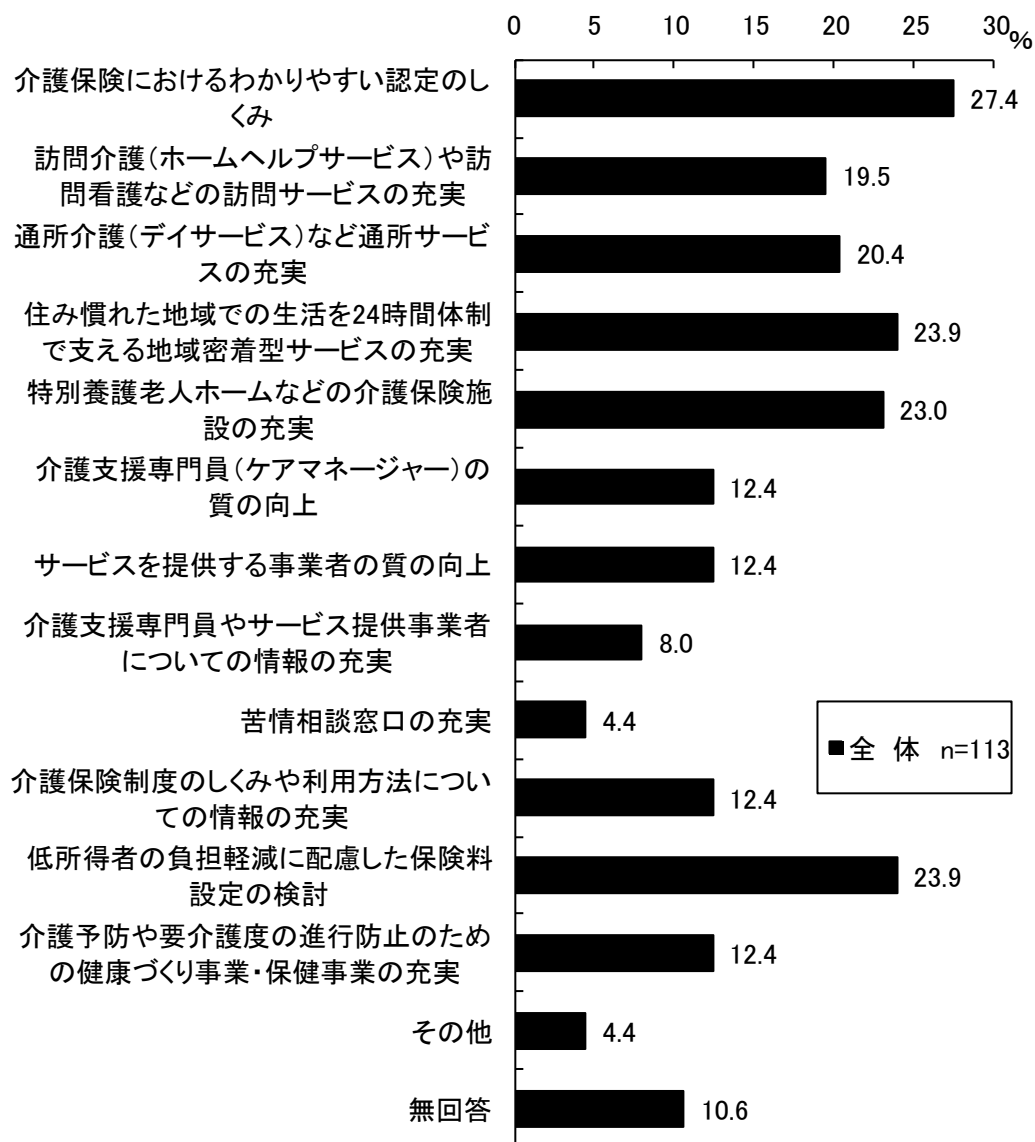
① あなたは現在、どちらの地区にお住まいですか

- 回答者の住まいの地区についてみると、「箱根ヶ崎地区」が最も多く31.9%となっています。次いで「武蔵野地区」が22.1%、「元狭山地区」が18.6%、「殿ヶ谷地区」が11.5%となっています。



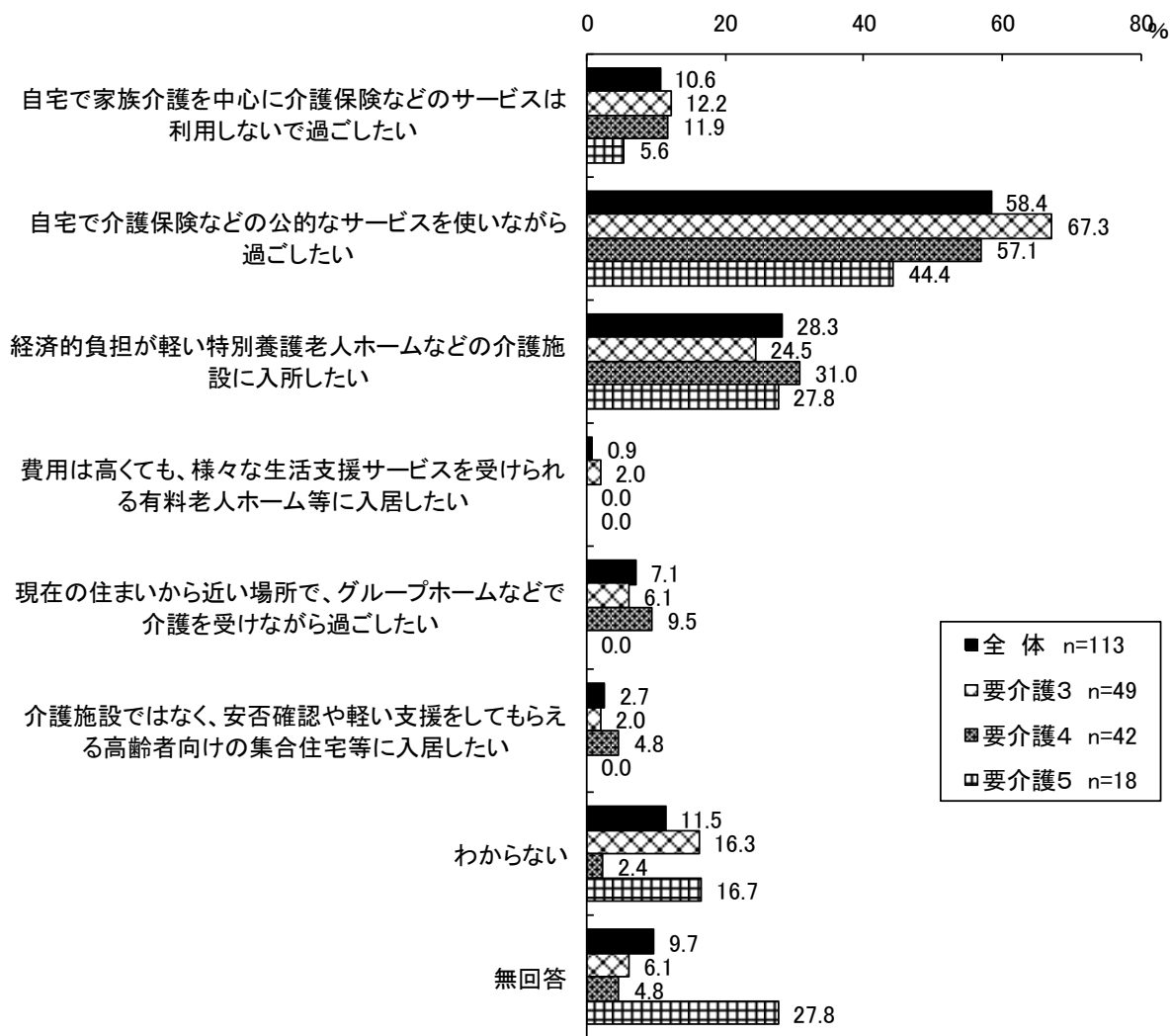
② 介護保険サービスの充実のために特に力を入れるべきことは何ですか

- ・介護保険サービスの充実策についてみると、「介護保険におけるわかりやすい認定のしきみ」が最も多く27.4%となっています。次いで「住み慣れた地域での生活を24時間体制で支える地域密着型サービスの充実」と「低所得者の負担軽減に配慮した保険料設定の検討」がともに23.9%、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の充実」が23.0%となっています。



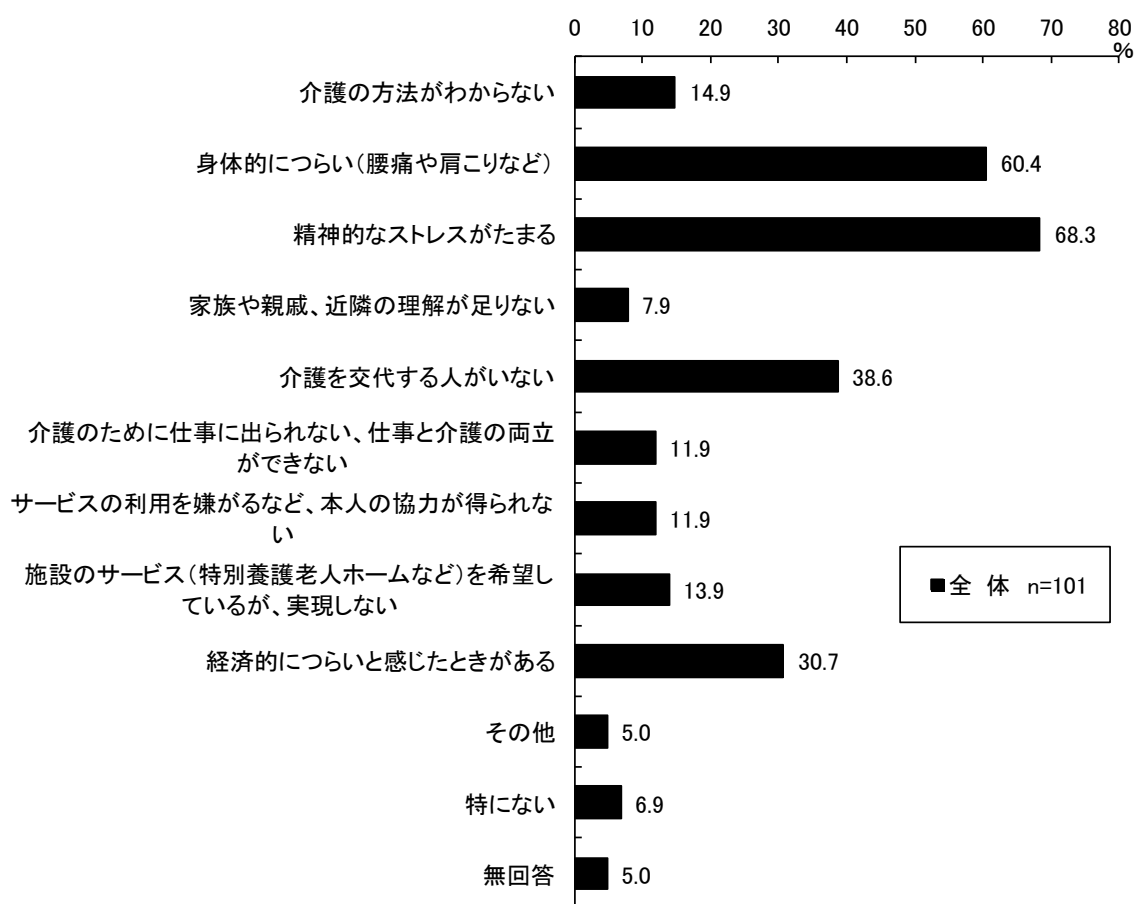
③ 今後、あなたはどのように過ごしたいと思いますか

・今後の過ごし方についてみると、「自宅で介護保険などの公的なサービスを使いながら過ごしたい」が最も多く58.4%となっています。次いで「経済的負担が軽い特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」が28.3%、「わからない」が11.5%、「自宅で家族介護を中心に介護保険などのサービスは利用しないで過ごしたい」が10.6%となっています。



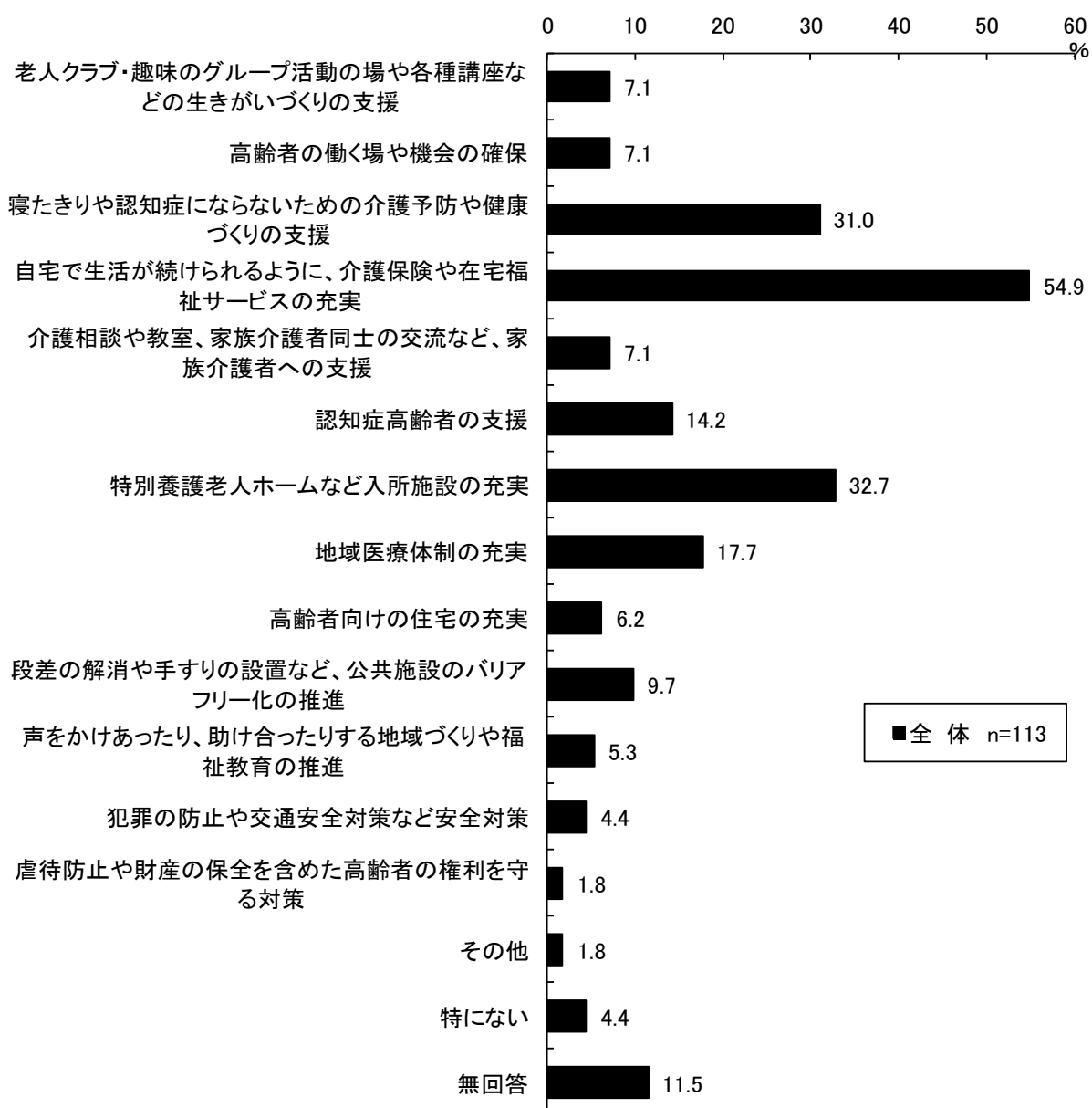
④ 介護をしていて、負担に感じたことは何ですか

- 介護の負担感についてみると、「精神的なストレスがたまる」が最も多く68.3%となっています。次いで「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」が60.4%、「介護を交代する人がいない」が38.6%、「経済的につらいと感じたときがある」が30.7%となっています。



⑤ 今後の生活を豊かにするために、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか

- 行政が力を入れるべきことについてみると、「自宅で生活が続けられるように、介護保険や在宅福祉サービスの充実」が最も多く54.9%となっています。次いで「特別養護老人ホームなど入所施設の充実」が32.7%、「寝たきりや認知症にならないための介護予防や健康づくりの支援」が31.0%、「地域医療体制の充実」が17.7%、「認知症高齢者の支援」が14.2%となっています。



5 調査結果からみた課題

(1) 60歳以上の住民

- 60歳～64歳と男性に向けた交流機会の提供が必要です。
- 趣味や地域活動に関する情報提供の強化と、参加者向上に向けた取り組みの検討が求められます。
- 悩みや不安等の解決のための相談窓口に関する情報の提供と、相談しやすい環境の整備、相談員の資質向上に向けた取り組みが求められます。
- ADL（得点）が下がらないよう、介護予防運動や、日常的な運動を続けることへの意識付けが必要です。
- 町が行っている事業についての周知徹底が望まれます。
- 地域包括支援センターについての広報が必要です。
- 介護者への支援が必要です。

(2) 軽度の要介護認定者

- 地域交流や地域活動への参加の促進が必要です。
- 介護予防活動などを通じた、ADLや健康状態の維持・向上が求められます。
- 認知症予防に向けた取り組みや、健康で過ごすことができるための情報の提供が必要です。
- 介護者がリフレッシュできるような取り組みの推進や、介護を支える家族の負担の軽減に向けた取り組みが必要です。
- 近所や地域における声かけなど、孤立化しないような地域づくりが求められます。

(3) 重度の要介護認定者

- 箱根ヶ崎地区、武蔵野地区、元狭山地区について重点的に介護予防・健康維持等に取り組む必要があります。
- 在宅福祉サービス、地域密着型サービスの充実が求められます。
- 認知症予防に向けた取り組みや、健康で過ごすことができるための情報の提供が必要です。
- 介護者がリフレッシュできるような取り組みの推進や、介護を支える家族の負担の軽減に向けた取り組みが必要です。

6 介護保険事業の給付実績

(1) 介護サービス給付費

(千円)			
サービス種類	24年度	25年度	26年度 (見込み)
居宅サービス			
訪問介護	48,871	59,347	66,308
訪問入浴介護	7,608	8,834	11,343
訪問看護	26,729	26,782	39,862
訪問リハビリテーション	9,830	11,408	15,660
居宅療養管理指導	5,965	7,048	10,131
通所介護	237,842	259,099	263,666
通所リハビリテーション	105,163	114,479	120,552
短期入所生活介護	59,308	65,665	67,622
短期入所療養介護	7,159	8,314	8,364
福祉用具貸与	38,297	41,709	44,220
特定福祉用具販売	1,925	1,951	1,979
住宅改修	5,920	6,747	4,875
特定施設入居者生活介護	14,535	19,290	18,398
居宅介護支援(居宅介護サービス計画)	69,112	74,348	78,082
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	17,782	19,334	16,489
小規模多機能型居宅介護	2,802	1,751	2,965
認知症対応型共同生活介護	8,426	8,184	9,199
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	3,157
複合型サービス	0	0	0
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	467,276	498,098	515,297
介護老人保健施設	237,814	254,818	287,755
介護療養型医療施設	121,413	45,448	51,287
介護サービスの総給付費	1,493,777	1,532,654	1,637,211

(2) 介護予防サービス給付費

(千円)

サービス種類	24年度	25年度	26年度 (見込み)
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	11,069	13,734	13,372
介護予防訪問入浴介護	195	292	0
介護予防訪問看護	5,148	8,017	6,013
介護予防訪問リハビリテーション	3,659	3,787	4,003
介護予防居宅療養管理指導	548	843	1,073
介護予防通所介護	40,593	48,675	49,051
介護予防通所リハビリテーション	13,229	10,983	11,072
介護予防短期入所生活介護	1,657	1,800	1,846
介護予防短期入所療養介護	56	61	0
介護予防福祉用具貸与	1,505	1,904	2,043
特定介護予防福祉用具販売	440	761	480
住宅改修	5,309	3,877	3,674
介護予防特定施設入居者生活介護	0	76	0
介護予防支援（介護予防サービス計画）	8,491	9,827	9,551
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービスの総給付費	91,899	104,637	102,178

(3) 地域支援事業

事業名	区分	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績(見込み)
包括的支援事業				
地域包括支援センター	相談件数	2,026	1,776	2,000
二次予防事業対象者施策、				
二次予防事業対象者把握事業	対象者割合	7.9	24.4	22.1
運動器の機能向上事業	参加延べ人数	271	227	280
口腔機能の向上事業	参加延べ人数	39	41	44
訪問型介護予防事業	参加延べ人数	147	170	226
一次予防事業対象者施策				
介護予防普及啓発事業	開催数	1	5	5
認知症予防普及啓発事業	開催数	48	46	51
任意事業				
介護給付適正化事業	—	—	—	—
介護保険住宅改修理由書作成手数料支給事業	件数	1	0	0
家族介護支援事業	件数	0	0	1
成年後見制度利用支援事業	件数	1	1	0

第 3 章

介護保険事業の展開

第3章 介護保険事業の展開

1 地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けて

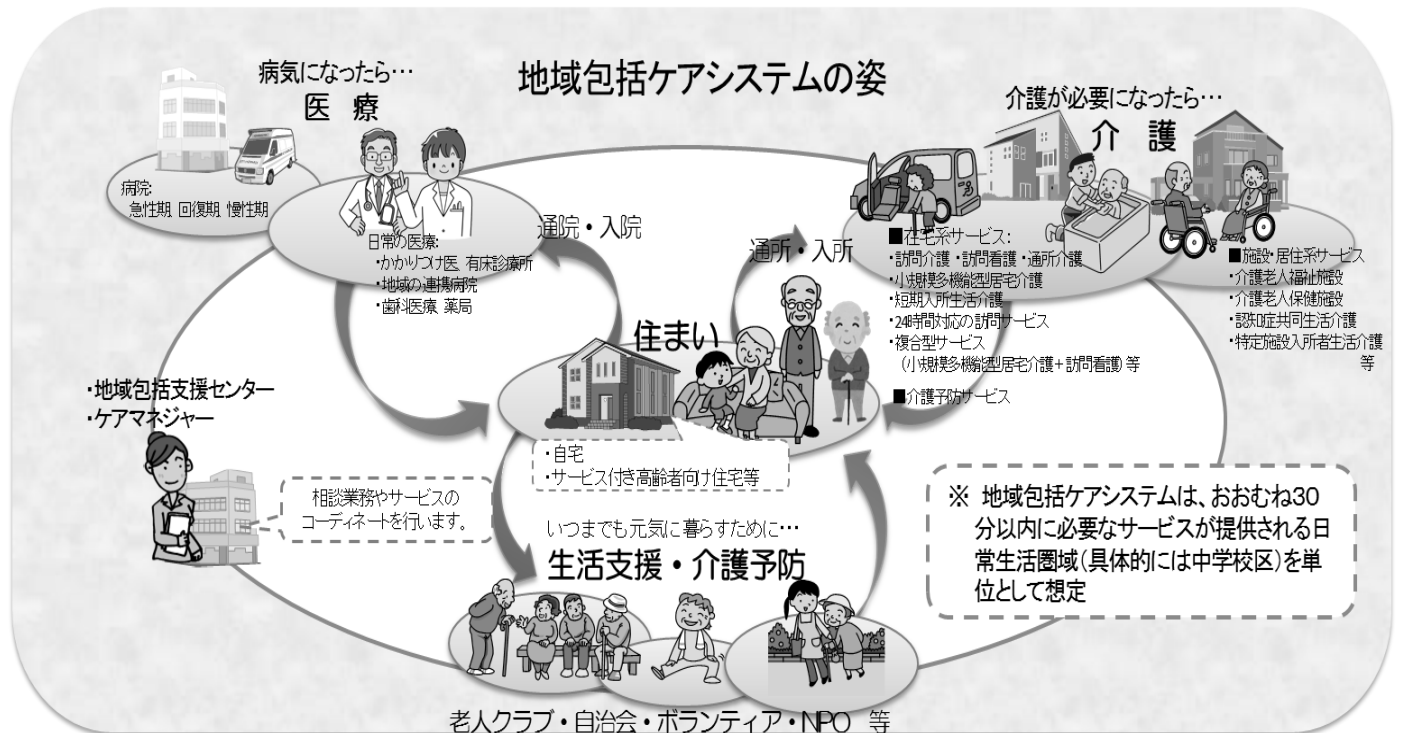
わが国は、4人に1人が65歳以上となっているなど、諸外国に例をみない速さで高齢化が進行し、今後も高齢化が進むと推測されています。特に団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

そのため、平成37年をめどに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活をいつまでも続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が求められています。この体制を地域包括ケアシステムと呼びます。

地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものです。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざします。

町では、地域包括支援センターを中心に、介護事業所、医療機関、地域住民、ボランティアなどで体制の整備を推進し、瑞穂町にあった支えあいの仕組みづくりを推進します。

■ 地域包括ケアシステムイメージ図



出典：厚生労働省より

(2) 地域包括ケアシステムの捉え方

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えています。

高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があって初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役割を果たすものと考えられます。

■地域包括ケアシステムの捉え方



出典：厚生労働省より

【住まいと住まい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提となります。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要です。

【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行います。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様です。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も行います。

【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供されます（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供します。

【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要です。

(3) 第6期計画の重点分野

地域包括ケアシステム構築のため、国の指針や東京都の施策とも連動し、瑞穂町では以下の5つを重点課題として、次のように取り組みます。

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を担います。現在の業務に加え、在宅医療・介護連携の強化、認知症施策の推進、各種関係機関との連携、地域ケア会議の開催などを適切に実施するために、地域包括支援センターの機能強化、人員の確保や増設などを進めます。

② 在宅医療・介護連携の推進

介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、町が主体となり、医師会や介護保険事業者などの協力を得ながら、可能な限り在宅ですごせるよう、在宅医療・介護サービスなどの連携体制の充実を図ります。

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

サービスの基盤整備に向け、協議体を設置し、サービスの基盤整備を推進していきます。また、生活支援コーディネーターを配置し、サービスの充実や関係機関などのネットワーク化を図ります。

④ 認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、認知症地域支援推進員などを中心に医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。認知症になっても住み慣れた地域で生活することができる環境の整備をめざします。また、家族介護者の支援策を推進します。

⑤ 介護予防の推進と支えあう地域づくり

経験豊富な高齢者が「地域を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していきます。介護予防などに必要なリーダーの養成を推進します。地域での交流や活動を支援します。

2 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、「日常生活圏域」を設定することが義務付けられています。日常生活圏域とは、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」の中で、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設などの整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義されています。

この日常生活圏域を単位として、サービス提供基盤の整備や見込みの検討、地域包括支援センターの設置などを行うこととなります。

日常生活圏域の設定については、本町の面積や人口規模などを総合的に勘案し、第6期計画においても、これまでと同様、町内全域を1つの日常生活圏域とします。

しかしながら、今後の高齢者の増加、特に平成37年までには後期高齢者が前期高齢者を上回る見通しであることから、日常生活圏域の検討を行います。

3 基本施策 1 介護給付サービス

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

在宅の要介護者などに対して、ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、身体介護や家事援助などを行うサービスです。

区分	実績		見込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（回/年）	14,928	16,643	21,487	23,040	24,694
人数（人/年）	1,184	1,280	1,620	1,740	1,872

② 訪問入浴介護

要介護者の家庭を、移動入浴車が訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

区分	実績		見込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（回/年）	653	756	1,289	1,490	1,739
人数（人/年）	158	179	276	312	360

③ 訪問看護

看護師などが要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うサービスです。

区分	実績		見込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（回/年）	3,804	3,757	7,180	8,834	10,861
人数（人/年）	646	743	1,320	1,608	1,980

④ 訪問リハビリテーション

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援などを目的に、要介護者の家庭において、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
回数 (回/年)	1,682	1,928	7,094	9,604	15,089
人数 (人/年)	344	410	600	756	1,020

⑤ 居宅療養管理指導

要介護者に対し、病院や診療所の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などが、定期的に療養上の管理及び指導などを行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数 (人/年)	904	1,094	1,908	2,376	2,964

⑥ 通所介護

要介護者に対し、心身機能の維持向上などによる自立的な生活を支援することを目的とした生活指導や日常動作訓練、健康チェック、入浴・給食サービスなどを行うサービスです。定員数18人以下の通所介護は、平成28年度から地域密着型通所介護（仮称）へ移行します。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
回数 (回/年)	28,440	30,343	31,626	11,276	12,150
人数 (人/年)	2,834	2,994	2,976	1,056	1,140

⑦ 通所リハビリテーション

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援などを目的に、要介護者が老人保健施設や病院などに通所し、必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
回数 (回/年)	11,293	12,008	13,217	13,835	15,247
人数 (人/年)	1,131	1,243	1,452	1,608	1,908

⑧ 短期入所生活介護

要介護者を対象として、介護者の疾病や出産、社会的行事、休養や旅行などの理由により一時的に介護が困難になった場合に、短期間特別養護老人ホームなどで介護するサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
日数(日/年)	7,128	7,967	9,179	9,266	9,343
人数(人/年)	898	963	1,044	1,044	1,068

⑨ 短期入所療養介護(老健)

要介護者が、老人保健施設に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
日数(日/年)	651	796	828	823	830
人数(人/年)	115	121	132	132	132

⑩ 短期入所療養介護(病院など)

要介護者が、療養型医療施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
日数(日/年)	0	0	0	0	0
人数(人/年)	0	0	0	0	0

⑪ 福祉用具貸与

要介護者に対し、日常生活を支援する特殊寝台やエアーマット、車いすなどを貸与するサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	2,715	2,927	3,216	3,540	4,056

⑫ 特定福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄のための用具の購入費用を支給するサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数 (人/年)	64	63	84	84	96

⑬ 住宅改修費

要介護者が、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅の改修を行うときに、改修費を給付するサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数 (人/年)	61	69	60	48	48

⑭ 特定施設入居者生活介護

介護保険法上の指定を受けた施設に入所している要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの介護、日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数 (人/年)	83	114	240	324	444

⑮ 居宅介護支援

在宅サービスを適切に利用できるように、要介護者の心身の状況・環境・本人や家族の希望などを受けて、利用するサービスの種類・内容などを決めて介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者などとの連絡調整、利用実績の管理、施設への紹介などを行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数 (人/年)	4,945	5,318	5,664	6,024	6,648

【居宅サービスにおける第6期計画の方向性】

- サービス利用者の見込みに合わせ、提供体制の確保に努めます。
- 在宅医療に係る課題抽出等を行い、医療機関との医療連携を進めていきます。
- 利用者のニーズに対応できるサービス内容や、質の向上に努めます。
- 医療連携の確保および情報の共有化などのためマップ作成を進めていきます。

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事・入浴などの日常生活上の支援を行う施設です。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	1,880	2,014	2,376	2,472	2,556

② 介護老人保健施設

在宅への復帰を目標として要介護高齢者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	926	990	1,296	1,416	1,536

③ 介護療養型医療施設

療養型病床群や老人性認知症疾患療養病棟の長期にわたる療養に対応できる介護体制が整えられた医療施設です。平成29年度末をもって廃止が予定されています。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	381	133	180	168	168

【施設サービスにおける第6期計画の方向性】

- 地域密着型サービス事業を進め、介護給付費上昇の観点からも、施設サービスと在宅サービスのバランスの取れた利用を進めていき、施設利用者の緩和を図っていきます。
- 広域的視点からの必要な基盤整備が行われるように、都の老人保健福祉圏域内での関係機関との調整によって、施設サービスの提供体制確保に努めます。

4 基本施策2 介護予防給付サービス

① 介護予防訪問介護

要支援者を対象に、利用者が主体的に行う調理・洗濯などに対する支援を、ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅で行うサービスです。平成29年度から地域支援事業に移行します。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	559	719	816	912	0

② 介護予防訪問入浴介護

要支援者を対象に、介護予防を目的として利用者の入浴に対する支援を居宅で行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（回/年）	24	36	106	104	104
人数（人/年）	7	9	12	12	12

③ 介護予防訪問看護

看護師などが、要支援者を対象に、基礎疾患を抱えている高齢者について、家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話又は必要な診療補助を行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（会/年）	860	1,255	804	530	352
人数（人/年）	203	268	204	204	240

④ 介護予防訪問リハビリテーション

要支援者を対象に、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップなどを中心としたリハビリテーションを短期集中的に居宅で行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（会/年）	630	648	1,684	1,646	1,609
人数（人/年）	133	137	144	144	132

⑤ 介護予防居宅療養管理指導

要支援者を対象に、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃などを居宅で行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	89	133	156	168	192

⑥ 介護予防通所介護

要支援者を対象に、日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を短期集中的に通所施設で行うサービスです。平成29年度から地域支援事業に移行します。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	1,066	1,308	1,320	1,356	0

⑦ 介護予防通所リハビリテーション

要支援者を対象に、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップなどを中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数(人/年)	323	264	240	192	168

⑧ 介護予防短期入所生活介護

要支援者を対象に、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を中心に、施設に短期間入所させ集中的に行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
日数(日/年)	255	288	342	510	779
人数(人/年)	60	66	96	144	204

⑨ 介護予防短期入所療養介護（老健）

要支援者を対象に、利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練などを中心に、施設での入所により行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
日数（日/年）	7	9	106	104	104
人数（人/年）	1	3	24	24	24

⑩ 介護予防短期入所療養介護（病院など）

要支援者を対象に、利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練などを中心に、介護療養型医療機関などでの入所により行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
日数（日/年）	0	0	0	0	0
人数（人/年）	0	0	0	0	0

⑪ 介護予防福祉用具貸与

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数（人/年）	391	464	396	360	336

⑫ 特定介護予防福祉用具購入費

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に真に必要なものであって、入浴又は排せつの用に供するものの販売を行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数（人/年）	25	28	12	12	12

⑬ 介護予防住宅改修費

要支援者が、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅の改修を行うときに、改修費を給付するサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	49	40	24	24	24

⑭ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法上の指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに入所している要支援者に対し、介護予防を目的とした日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	0	2	12	12	12

⑮ 介護予防支援

要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員が依頼に応じて、各人にあつた「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービスなどの提供が確保されるよう事業者などとの連絡調整を行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	1,953	2,271	2,160	2,148	2,172

【介護予防給付サービスにおける第6期計画の方向性】

- サービス利用者の見込みに合わせ、提供体制の確保に努めます。
- 利用者のニーズに対応できるサービス内容や、質の向上に努めます。
- 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は平成29年度末までに、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業への移行をすすめます。
- 生活支援コーディネーターを配置し、協議体を活用しながら施策を検討します。

5 基本施策3 地域密着型サービス

(1) 地域密着型サービス（介護給付）

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時の対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

② 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅での要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、デイサービスセンターなどを利用して、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
回数（回/年）	1,730	1,773	914	770	698
人数（人/年）	164	172	84	72	72

④ 小規模多機能型居宅介護

要介護者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	13	11	12	24	264

⑤ 認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	35	34	36	36	36

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の施設に入居している要介護者が、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせること、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けるものです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

⑨ 地域密着型通所介護（仮称）

利用定員18人以下のデイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事等の介護を受けるサービスです。

※平成28年度から小規模な通所介護事業所は地域密着型に移行します。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
回数（回/年）				21,890	23,585
人数（人/年）				2,052	2,220

【地域密着型サービス（介護給付）における第6期計画の方向性】

- サービス利用者の見込みに合わせ、提供体制の確保に努めます。
- 利用者のニーズに対応できるサービス内容や、質の向上に努めます。
- 実施予定のない事業については、サービス事業者のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ利用者のニーズを見極めながら実施について検討をしていきます。
- 小規模多機能型居宅介護サービスの整備をめざします。
- 認知症対応型共同生活介護サービスの検討を進めます。

(2) 地域密着型介護予防サービス（予防給付）**① 介護予防認知症対応型通所介護**

要支援者を対象に、軽度の認知症がある方で廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方について、日常生活を想定しつつ、介護予防を目的とし、通所系サービスに通うなどとして、機能訓練を中心に行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
回数（回/年）	0	0	0	0	0
人数（人/年）	0	0	0	0	0

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

要支援者（要支援2）であって認知症である方について日常生活を想定し、介護予防を目的として機能訓練を中心にグループホームで行うサービスです。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

④ 介護予防地域密着型通所介護（仮称）

要支援者が、利用定員18人以下のデイサービスセンターに日帰りを通い、入浴や食事等の介護を受けるサービスです。

※平成28年度から小規模な通所介護事業所は地域密着型に移行します。

区 分	実 績		見 込		
	24 年度	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0

【地域密着型サービス（予防給付）における第6期計画の方向性】

- サービス利用者の見込みに合わせ、提供体制の確保に努めます。
- 利用者のニーズに対応できるサービス内容や、質の向上に努めます。
- 実施予定のない事業については、サービス事業者のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ利用者のニーズを見極めながら実施について検討をしていきます。

6 基本施策4 地域支援事業の見通し

(1) 包括的支援事業

関係機関との連携、社会資源の活用を図りながら、介護サービスだけでなく権利擁護なども含めた包括的・継続的なマネジメント支援を実施します。

① 地域包括支援センター

平成18年4月、庁舎内に直営で地域包括支援センターを1か所設置しました。平成22年10月からは更なる効率的運営を目的に、民間に委託を行い運営しています。

地域包括支援センターは、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの相談や要支援、要介護状態になる恐れのある方に対して、町における総合的マネジメントを担う中核機関です。主な業務として、介護予防ケアマネジメント、高齢者の総合相談、高齢者の虐待・権利擁護に関すること、包括的・継続的ケアマネジメントなどがあります。

今後の高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの役割も大きくなるため、人員の確保や増設も含め機能強化を図ります。

② 認知症ケアパスの作成

認知症ケアパスとは、「認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を明記したもので、各サービスの紹介やその利用方法、困ったときの関連機関の連絡先などが記載されています。本町では国の手引きに合わせ、認知症ケアパスを作成し、適宜更新を行います。

③ 協議体の設置

町の実情に合わせた地域包括ケアシステムの構築および推進を図るため、有識者、関係団体などの代表、住民などから構成される協議体を設置します。協議体から出された意見や要望などを考慮し、さまざまな取り組みをすすめます。

④ 生活支援コーディネーターの配置

地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握したうえで、ニーズと地域資源のマッチングやサービスの創出、サービス提供主体間のネットワーク化など、地域の高齢者と必要とされるサービスを結びつけていきます。

【包括的支援事業における第6期計画の方向性】

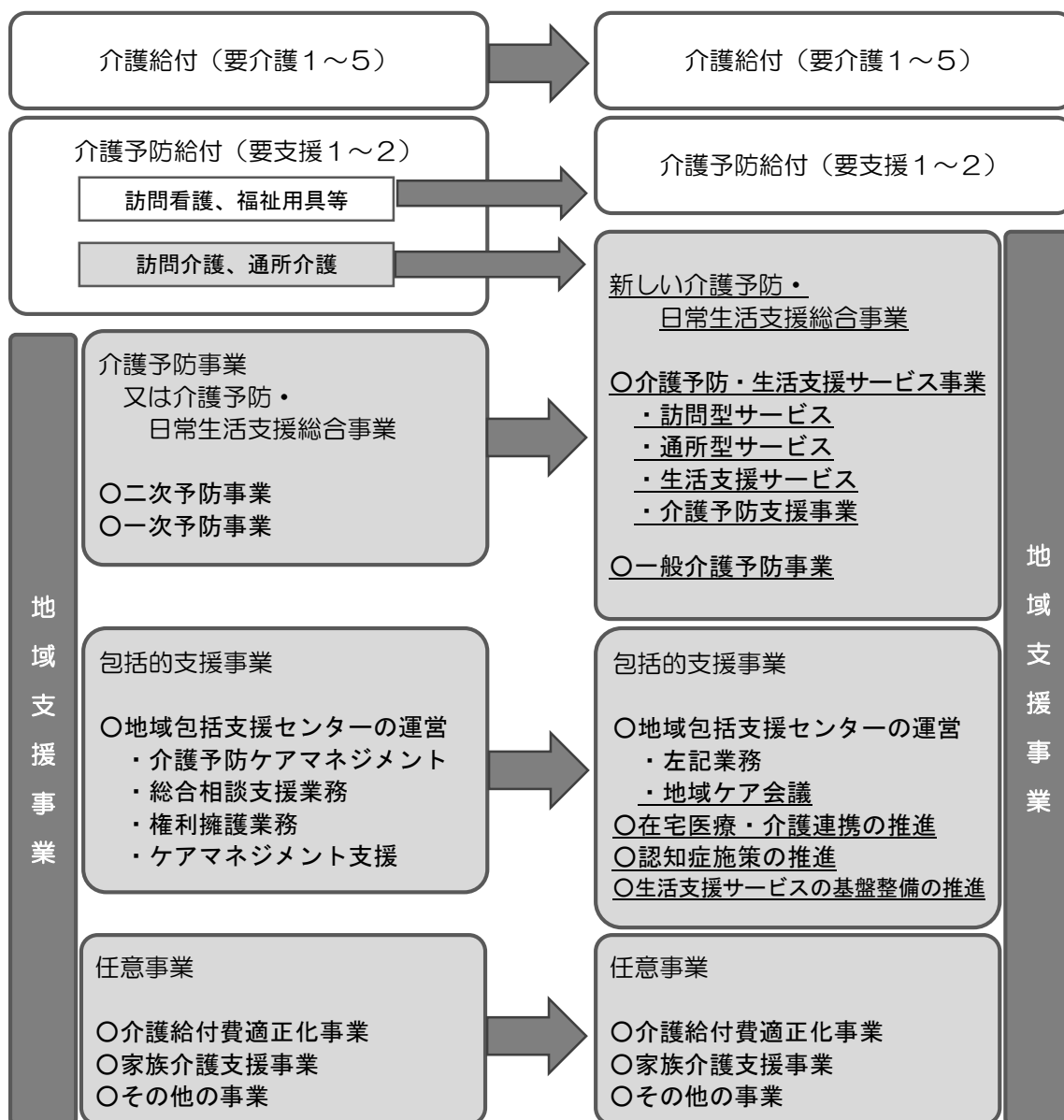
- 地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関と連携し推進します。
- 地域包括ケアシステム構築のため、協議体を設置します。
- 生活支援コーディネーターを配置し協議体を活用しながら施策を検討します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

本計画期間内に新たな総合事業に取り組みます。第1号被保険者や要支援者に向けた事業を行います。新しい総合事業では、平成29年度末までに介護予防訪問介護と介護予防通所介護を本事業に移行することや、NPO・民間企業・ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して、高齢者支援を行うことをめざします。

介護予防事業について、二次予防事業・一次予防事業と現状のまま表記をしていますが、国の指針や、「瑞穂町の介護予防給付を考える会」の提言などを勘案しながら、平成29年度までに順次、それぞれの事業を介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業へと、移行・新設をすすめます。

法改正による新しい総合事業



●二次予防事業

① 総合事業導入に向けた生活支援事業ニーズの調査

保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要介護認定には至らないが介護予防の観点から支援が必要な高齢者を把握する事業です。また、生活支援事業の導入に向け、地域で活躍する元気な高齢者などを把握します。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
生活支援事業調査対象者（人）	7,200	7,600	8,000

② 運動器の機能向上事業

自立した生活を継続することができるように、身体の機能向上に資する知識や、高齢者自身が日常的に行うことができる運動などについて指導する事業です。週2回、3か月を1クールとして実施しています。

高齢者福祉センター寿楽並びに、マシーンをを用いたトレーニングを高齢者在宅サービスセンターみずほで実施しています。また、個別形式として週1回、3か月を1クールとして西多摩接骨師会の会員の治療院で実施しています。

なお、平成29年度に向け事業見直しを行います。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
延べ利用者数（人）	300	300	300

③ 転倒骨折予防等事業

口腔清掃や日常的に行うことのできる口腔機能向上事業と、栄養状態を高めることで生活機能の維持増進を図る栄養改善事業の二つの事業に、新たに転倒によるケガを予防するため転倒骨折予防事業を加え、総合的に介護予防や認知症の予防を行うための事業です。

なお、平成29年度に向け事業見直しを行います。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
延べ利用者数（人）	20	40	40

④ 訪問型介護予防事業

通所形態による介護予防の実施が困難な二次予防事業対象者に対し、保健師等が必要な相談、指導を訪問形態により実施する事業です。

月1回、保健師等が二次予防事業対象者宅を訪問し、要介護状態への移行を予防しています。

なお、平成29年度に向け事業見直しを行います。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
延べ利用者数（人）	170	170	170

●一次予防事業

① 介護予防普及啓発事業

介護予防についての知識の普及・啓発を行うために、パンフレットの作成や講演会を開催します。

地域で自主的に行われている活動に地域包括支援センターの保健師などを派遣して、介護予防についての知識の普及・啓発に努めています。

② リーダー養成事業

地域での認知症や高齢者の居場所づくりを支援するため、地域のリーダーとなる人材を養成します。また、今後実施することになる介護予防・日常生活支援総合事業において、地域での活躍を担う人材育成、活用を図っていきます。

③ 認知症予防普及啓発事業

認知症予防に関する知識を普及し、高齢者自身が認知症予防に取り組むことができるように、認知症予防に関する教室を開催する事業です。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
開催数(回)	5	5	5

【介護予防・日常生活支援総合事業（二次予防事業・一次予防事業）における第6期計画の方向性】

- 二次予防事業、一次予防事業を一体化し、新しい総合事業として、期限までに制度移行します。
- 新たにリハビリテーション専門職などを活用し、地域における介護予防の取組「地域リハビリテーション活動支援事業」を行います。
- 様々なニーズに対応するため、各種プログラムを実施します。
- 認知症とならないよう引き続き認知症予防を推進します。
- 受診困難等の認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を推進します。
- 認知症高齢者を地域で支えるため、認知症地域支援推進員等を中心に医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。
- 生活支援コーディネーターを配置し、協議体を活用しながら施策を検討します。

(3) 任意事業

① 介護給付適正化事業

介護保険制度の適正な運営と、利用者が適切なサービスを利用できる環境を確保するため、介護認定が公平・公正にされているか、不要・不適切なサービスが提供されていないかなど、事業の実態を検証し、介護給付の適正化を図っています。主な業務は次のとおりです。

- ①認定調査状況チェック
- ②認定調査の直営化
- ③認定審査会の平準化
- ④ケアプランチェック
- ⑤住宅改修・福祉用具事前審査・現地調査
- ⑥介護給付費通知
- ⑦医療情報との突合
- ⑧縦覧点検
- ⑨介護保険のPR
- ⑩指導・研修事業など

② 介護保険住宅改修理由書作成手数料支給事業

居宅介護支援の提供を受けていない方に対する住宅改修費の支給に際して、必要な理由書の作成業務に係る手数料を支給しています。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
支給件数(件)	3	3	3

③ 家族介護支援事業

要介護高齢者などを介護している家族に対して慰労金を支給することにより、家族の経済的負担及び要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的とする事業です。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
支給件数（件）	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申し立てを町長が行う場合には、申立費用とあわせて町が後見人報酬の助成を行います。

区 分	見 込		
	27年度	28年度	29年度
長による申し立て件数（件）	1	1	1
助成件数（件）	1	1	1

【介護予防・日常生活支援総合事業（任意事業）における第6期計画の方向性】

- 介護認定審査会における審査判定の適正化および平準化を図ります。
- 瑞穂町の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人と家族を支える地域づくりをめざします。
- 孤立しやすい家族介護者を支援するため、家族介護の会等の活動を支援します。
- 認知症サポーター養成講座を引き続き行います。

7 基本施策5 介護保険事業の見通し

(1) 介護サービス・介護予防サービス給付費の見込み

介護サービス

(千円)

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
訪問介護	82,802	95,947	111,078
訪問入浴介護	15,061	18,557	22,843
訪問看護	47,294	56,262	66,868
訪問リハビリテーション	23,779	33,157	52,915
居宅療養管理指導	14,330	18,808	24,664
通所介護	257,396	91,306	98,527
通所リハビリテーション	123,016	125,558	138,044
短期入所生活介護	76,867	80,839	84,940
短期入所療養介護（老健）	9,666	10,366	11,106
短期入所療養介護（病院など）	0	0	0
福祉用具貸与	47,560	50,947	57,368
特定福祉用具購入費	2,169	2,155	2,140
住宅改修費	5,273	5,172	5,069
特定施設入居者生活介護	22,620	25,806	29,414
居宅介護支援（居宅介護サービス計画）	77,324	82,121	90,955
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	9,422	7,742	6,907
小規模多機能型居宅介護	3,610	4,079	46,050
認知症対応型共同生活介護	10,319	10,741	11,170
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）		177,242	191,257
施設サービス			
介護老人福祉施設	575,220	595,839	616,635
介護老人保健施設	336,419	364,971	395,584
介護療養型医療施設	53,692	52,160	50,625
介護サービスの総給付費（I）	1,793,839	1,909,775	2,114,159

介護予防サービス

(千円)

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	16,230	18,281	0
介護予防訪問入浴介護	274	272	270
介護予防訪問看護	4,719	3,137	2,097
介護予防訪問リハビリテーション	8,487	11,116	14,547
介護予防居宅療養管理指導	1,595	2,200	3,032
介護予防通所介護	48,656	49,502	0
介護予防通所リハビリテーション	10,867	9,897	9,006
介護予防短期入所生活介護	2,080	2,169	2,260
介護予防短期入所療養介護（老健）	76	76	75
介護予防短期入所療養介護（病院など）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,179	2,018	1,867
特定介護予防福祉用具購入費	547	565	583
介護予防住宅改修費	3,499	3,022	2,608
介護予防特定施設入居者生活介護	73	73	72
介護予防支援（介護予防サービス計画）	9,247	9,177	9,269
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護（仮称）		0	0
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	108,529	111,505	45,686

(2) 保険給付費などの見込み額

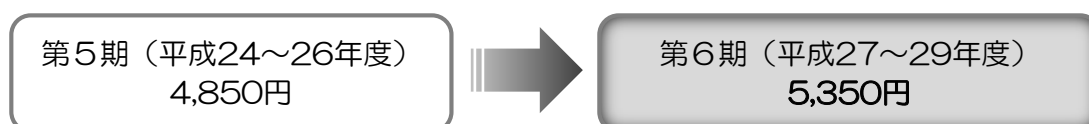
保険給付費などの見込み額

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護給付費(Ⅰ)	1,793,839	1,909,775	2,114,159	5,817,773
介護予防給付費(Ⅱ)	108,529	111,505	45,686	265,720
① 計	1,902,368	2,021,280	2,159,845	6,083,493
②特定入所者介護サービス費など	77,143	78,337	79,548	235,028
③高額介護サービス費など	35,646	36,858	38,111	110,615
④高額医療合算介護サービス費など	3,141	3,359	3,593	10,093
⑤算定対象審査支払手数料	1,727	1,838	1,957	5,522
⑥地域支援事業費	46,748	62,251	141,622	250,621
⑦財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑧財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑨市町村特別給付費など	0	0	0	0
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	2,066,773	2,203,923	2,424,676	6,695,372

(3) 保険料基準月額

国から示された推計方法に基づき、第6期（平成27～29年度）の介護保険給付費などから保険料を算定すると、次のとおりとなります。



(4) 保険料の段階

所得段階別保険料については、第5期計画の10段階から14段階に多段階化し、負担能力に応じた保険料を設定します。

■ 所得段階別保険料

所得段階	対象となる方	介護保険料 (年額)	基準額×割合
第1段階	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方、町民税世帯非課税かつ年金収入額の合計が80万円以下の方	32,100円	基準額×0.50
第2段階	町民税世帯非課税、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超～120万円以下の方	41,700円	基準額×0.65
第3段階	町民税世帯非課税、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	44,900円	基準額×0.70
第4段階	本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額が80万円以下の方	54,500円	基準額×0.85
第5段階	〃、前年の合計所得金額が80万円を超える方	64,200円	基準額
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	70,600円	基準額×1.10
第7段階	〃 120万円以上 190万円未満の方	83,500円	基準額×1.30
第8段階	〃 190万円以上 290万円未満の方	99,500円	基準額×1.55
第9段階	〃 290万円以上 400万円未満の方	109,100円	基準額×1.70
第10段階	〃 400万円以上 600万円未満の方	118,800円	基準額×1.85
第11段階	〃 600万円以上 800万円未満の方	128,400円	基準額×2.00
第12段階	〃 800万円以上 1,000万円未満の方	138,000円	基準額×2.15
第13段階	〃 1,000万円以上 1,500万円未満の方	154,100円	基準額×2.40
第14段階	〃 1,500万円以上の方	166,900円	基準額×2.60

※第3段階までの方に、公費による保険料軽減の強化を予定しています。

第

4

章

高齢者保健福祉事業の展開

第4章 高齢者保健福祉事業の展開

1 基本施策6 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービスは、多くの高齢者ができるかぎり健康で生き生きとした生活をおくるための支援事業として、重要な役割を担う事業です。

要支援・要介護認定者やその割合は年々増加しています。そのため、本計画ではこれまで以上に「地域包括ケアシステム」の構築を進めていくことが重要です。

また、介護予防・生活支援サービスを進め、要支援・要介護認定者数を抑えることは、介護にかかる費用全体を抑制することにつながり、介護保険制度を運営することや高齢者施策全体の効率化を実現することになります。

① 生活支援型ホームヘルプサービス

介護保険で「非該当」と判定された、65歳以上の方で、ひとり暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯の方で心身機能の低下により、日常生活上の軽度な援助が必要な方を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護予防のための家事援助などを行うサービスです。

サービスは、基本的に1週間に2時間以内を原則として実施しています。

区 分	実 績		
	24年度	25年度	26年度(1月まで)
実世帯数(世帯)	6	5	6
延べ回数(回/年)	350	350	322

② 生きがい活動支援型デイサービス

介護保険で「非該当」と判定されたが、軽度の支援が必要な65歳以上の方などを対象に、健康維持や介護予防、また生きがいづくりや閉じこもり防止という観点から、高齢者福祉センター寿楽内にある在宅サービスセンター（愛称 ふくふく）で実施しているデイサービスです。

主なサービス内容は以下のとおりです。

○生活指導・相談・趣味・娯楽	○送迎
○健康増進・健康チェック	○給食サービス
○日常動作訓練	○入浴サービス
○養護	○機能訓練回復

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
実利用人数（人/年）	20	25	26
延べ利用人数（人/年）	1,058	1,274	1,432

③ 緊急短期入所サービス

虐待など、一時的な理由で在宅での生活ができない場合、特別養護老人ホームなどへ短期間宿泊できるサービスです。

④ 寝具乾燥サービス

65歳以上の方で、寝たきりの状態がおおむね3か月以上である方やひとり暮らし高齢者世帯または高齢者のみ世帯で、寝具の自然乾燥など作業が困難な方に対し、月に1回寝具の乾燥と年1回の丸洗いをを行うサービスです。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
実利用人数（人/年）	3	5	4

⑤ 紙おむつ支給

65歳以上の方で、起居動作が困難なため6か月以上居宅で寝たきりやこれに準ずる状態にある方、又は、失禁状態にあり常時紙おむつを着用する必要がある方に、前月末に翌月1か月分を対象者宅へ配達するサービスです。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
実人数(人/年)	148	170	168
延べ人数(人/年)	1,276	1,303	1,075

⑥ 日常生活用具給付

介護保険で「非該当」と判定された65歳以上の方のうち、歩行が不安定であるなど日常生活動作に低下が認められた方を対象に、以下のような日常生活用具を給付するサービスです。

○腰掛便座(便器) ○入浴補助用具 ○歩行支援用具 ○スロープ ○歩行補助車

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
実人数(人/年)	0	0	1

⑦ ふれあい訪問事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者の方を対象に、週3回自宅へ乳酸飲料を届けることにより孤独感を解消し、あわせて安否の確認を行う事業です。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
実人数(人/年)	85	78	94
延べ本数(本/年)	9,466	9,704	8,884

⑧ 配食サービス

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の方で、家庭での調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を昼の週2回配達するサービスです。あわせて安否確認も行っています。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
利用者数(人/年)	47	47	30
配食数(食/年)	2,488	2,020	1,522

⑨ 自立支援住宅改修給付

65歳以上の方が、転倒防止や動作の容易性の確保、介護の軽減などを図る目的で、以下のような住宅改修を行う場合に、費用の一部を給付するサービスです。

○浴槽の取り換え ○流し、洗面台の取り換え ○便器の洋式化 ○手すりの設置など

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
利用件数(件/年)	4	0	4

⑩ 特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成

老人性白内障のため水晶体摘出手術を行い、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けることのできない65歳以上の方を対象に、購入費の一部を助成する事業です。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
利用者数(人/年)	1	1	1

⑪ 家族介護者支援介護タクシーサービス事業

町内にお住いの寝たきり高齢者（要介護4・5）と、同居している介護者（家族など）の方に対し、寝たきり高齢者の方が病院へ通院する際のタクシー代の一部を助成する事業です。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
利用者数（人/年）	—	—	3

【介護予防・生活支援サービスにおける第6期計画の方向性】

- 要支援・要介護認定者の抑制に努めます。
- 高齢者の介護予防に努めます。
- 介護予防・生活支援の推進のため、地域包括ケアシステム構築のための協議体の設置や、生活支援コーディネーターを配置した協議体を活用しながら施策を検討します。
- 介護予防のためのリーダー養成講座を開催します。
- 既存事業の見直しと低所得者に関する支援について引き続き研究します。

2 基本施策7 健康づくり活動の充実

疾病の予防と早期発見・早期治療を促し、望ましくない生活習慣の改善を図るきっかけづくりや介護を要する状態にならないための予防を目的として、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業を実施しています。

① 健康診査等

特定健康診査は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群を発見し、食事や運動などの生活習慣改善について、特定保健指導を行うことにより、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。

また、がんの早期発見のため、性別年齢に応じて肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診を実施しています。

区 分	実 績		
	23 年度	24 年度	25 年度
特定健康診査受診者数 (人/年)	3,214	3,322	3,495
特定保健指導実施者数 (人/年)			
積極的支援	16	14	5
動機づけ支援	53	48	12
受診者（人/年）			
胃がん検診	509	547	566
肺がん検診	391	468	502
大腸がん検診	3,505	3,743	3,855
子宮がん検診	562	509	399
乳がん検診	391	459	401

② 健康教育

生活習慣病の予防、要介護状態になることの予防、その他健康に関する事項についての正しい知識の普及啓発を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進を目的として実施しています。

区 分	実 績		
	23 年度	24 年度	25 年度
実施回数（回/年）	3	7	12
被指導人数（人/年）	58	218	300

③ 健康相談

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立つことを目的としています。

保健センターにおいて、保健師、栄養士などにおける相談日を設け、心身の健康相談のほか、必要に応じて血压、体重、体脂肪測定などを行っています。

また、地区会館などでも毎月巡回相談を実施しています。

区 分	実 績		
	23 年度	24 年度	25 年度
実施回数（回/年）	154	161	152
被指導人数（人/年）	197	238	178

④ 健康手帳の交付

健康手帳は、健康診査や医療の記録、健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、交付しています。

区 分	実 績		
	23 年度	24 年度	25 年度
交付数（冊/年）	208	237	252

【健康づくり事業の充実の第6期計画の方向性】

- 町医師会などと連携し、在宅医療と介護連携を推進します。
- 各部連携し、介護予防・生活習慣病予防を推進し、健康寿命の延伸を進めます。
- 認知症高齢者を地域で支えるため、認知症地域支援推進員を中心に医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。

3 基本施策8 社会参加活動への参加促進

高齢者の住み慣れた地域で、生きがいをもって、生き生きとした楽しい暮らしを送るために、就業の場の確保や生涯学習への支援などに努めていきます。

① シルバー人材センター

少子・高齢化が急速に進む中で、増大する高齢者の就業機会の確保・拡大は重要な課題となっています。高齢者就業対策の拠点として、シルバー人材センターが設置されています。景気低迷の長期化や雇用情勢の悪化など厳しい状況にあり、就業人数、受注件数ともに横ばい傾向にあります。退職期を迎えた団塊の世代や高齢者の就労支援の場、働くことによる介護予防の場として大きな期待が寄せられています。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
会員数(人/年)	482	470	507
就業実人員(人/年)	447	442	457
受注件数(件/年)	1,574	1,847	1,653

② 老人クラブへの助成

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度
クラブ数	19	19	19
会員数(人/年)	995	950	893
活動回数(回/年)	2,745	2,950	—

③ 敬老会

70歳以上の方の長寿をお祝するために、毎年1回、スカイホールにおいて式典及び演芸を開催し、参加された方に喜ばれています。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度
参加者(人/年)	1,418	1,389	1,525

④ 高齢者福祉センター寿楽

高齢者福祉センター寿楽は、60歳以上の方のための施設です。

各種の教室への参加、サークルでの活動により教養を高め、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
開館日数(日/年)	299	296	251
利用者数(人/年)	29,459	30,655	25,266

⑤ 敬老金の支給

敬老の日現在、住民登録のある70歳・77歳・88歳・95歳・99歳及び100歳の節目年齢の高齢者を対象に、敬老金を贈呈しています。今後、高齢者の増加を見込み、制度の見直しを含め検討を行います。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度
支給人数(人/年)	835	849	835

⑥ 地域交流拠点事業「ふらっとまちかど」・「寄り合いハウスいこい」

在宅高齢者の閉じこもりの防止や孤独解消のため、町に住む高齢者が気軽に立ち寄り
ことのできる地域交流拠点として「ふらっとまちかど」および「寄り合いハウスいこい」
を設置しています。

「ふらっとまちかど」

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
開館日数(日/年)	293	293	248
利用者数(人/年)	5,837	6,593	6,742

「寄り合いハウスいこい」

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
開館日数(日/年)	—	29	203
利用者数(人/年)	—	440	2,710

【社会参加活動への参加促進の第6期計画の方向性】

- 身近な地域での高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センター事業等を通じて、高齢者の就業を支援します。
- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、老人クラブ活動などを支援します。
- 地域における互助の機能を高め、地域住民が主体となってひとり暮らし高齢者などを見守り、支えあう仕組みづくりを進めます。

4 基本施策9 安心できる生活環境の確保

① 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯で、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、消防庁に自動通報できる無線発報器を貸与する事業です。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
登録件数(件/年)	14	19	21

② 火災安全システム

65歳以上の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者などを対象に、以下のような住宅用防災機器や電磁調理器を給付・貸与するサービスです。

火災安全システム項目

○火災報知器 ○専用通報機 ○自動消火装置 ○電磁調理器 ○ガス安全システム

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
登録件数(件/年)	3	5	4

③ 徘徊高齢者探索サービス

徘徊高齢者探索サービスは、認知症高齢者が徘徊した時にGPSを利用した位置情報専用探索機により家族などへ居場所をお知らせし、徘徊高齢者の安全を確保するとともに介護者の負担を軽減するサービスです。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
登録件数(件/年)	11	11	8

④ 老人福祉電話

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯で、近隣に親族が居住していなく、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯を対象に、実施している電話の設置サービスです。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
登録件数(件/年)	10	10	9

⑤ 家具転倒防止器具取り付け

70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯を対象に、3か所以内で家具転倒防止器具を取り付けるサービスです。

区 分	実 績		
	24 年度	25 年度	26 年度(1月まで)
登録件数(件/年)	4	0	1

【安心できる生活環境の確保の第6期計画の方向性】

- 地域密着型サービス介護やショートステイなどで家族介護者が安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備をめざします。
- 地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進めます。
- ひとり暮らし高齢者などの調査を引き続き実施します。

5 基本施策10 ひとにやさしいまちづくり

① ユニバーサルデザインの推進

平成21年に改正された「東京都福祉のまちづくり条例」のユニバーサルデザインの考え方に立って、町では、公共施設へのだれでもトイレや一部の歩道への視聴覚障がい者用ブロック敷設をすすめています。今後は、より一層のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進していきます。

② コミュニティ活動の振興

高齢者の自立を支援し、地域住民の連携を高め、ともに暮らし、助け合う地域社会の構築をめざします。

③ 高齢者向け住宅の整備

高齢者の身体状況に配慮した高齢者向け住宅の需要を見極め整備量を設定し、推進を図ります。

④ 福祉バス

高齢者や障がい者などが町内福祉施設を利用する際、無料で乗車できる町内を循環する福祉バスを運行します。町内各施設と連携し、各種事業等の利用促進につながるようPRを促します。

区 分	実 績					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (1月まで)
登録件数	763	1,599	1,930	2,318	2,730	3,120
利用者数(人/年)	153	33,006	34,991	34,175	36,317	31,933

※平成22年3月から、2コースで試行運行を開始しました。

平成23年4月から3コースで、また、平成27年3月からは、6コースに増やし運行しています。

⑤ 関係各課との連携強化

まちづくりをすすめるためには、企画課や都市計画課など、関係各課との連携が不可欠です。そのため、関係各課との連携をより一層強化し、全ての人にとってやさしいまちづくりをすすめていきます。

【ひとにやさしいまちづくりの第6期計画の方向性】

- 医療や介護が必要な人や認知症の人の生活を支えるため、関係部署との連携を強化します。
- 高齢者の生活を支えるため、適切な住まいが確保できるよう都市整備部との連携を強化します。
- 福祉バスの活用の促進を図ります。

第 5 章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済などの各団体との連携が欠かせないものになります。したがって、関係者や町民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、一層庁内の横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいきます。

また、国や都の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・都の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、町内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員、地域住民、ボランティア、NPOなどの協力が必要となります。その他、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、町を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 医療と介護の連携

疾病予防や健康管理がますます重要になってくるため、地域における医療と介護の連携（主治医と介護支援専門員との連携強化、介護予防分野での医療との連携など）、入所施設やグループホームにおける医療機能の強化などについては、第6期計画においても、地域包括ケアシステムの構築の一環として、医療と介護の連携強化に向けて、「（仮称）瑞穂町地域ケア会議」を開催し、在宅医療導入に向けた検討に取り組んでいきます。

(4) 町民参画と協働

住民同士が地域でのささえあい意識の向上に向けたきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動を行う団体や個人が、ほかの団体や個人との連携を図り、地域で行われているさまざまな交流活動への支援と活性化を積極的に図っていきます。

2 計画の適正な運営

計画の適正な運営を行うために、進捗状況を把握するとともに、事業の評価を今後の計画に反映させていく体制を整えます。また、介護保険サービスを適切に利用してもらうためには、事業者情報など必要な情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、サービスの質の向上を図ります。

(1) 計画の進捗状況の点検・評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実現していくためには、両計画の進捗状況を客観的に評価し、点検する体制が不可欠となります。このため、学識経験者や医療関係者、福祉関係者および町民代表などで構成する「瑞穂町介護保険運営協議会」・「瑞穂町地域包括支援センター運営協議会」などを開催し、計画を点検・評価していくとともに、広く町民に計画に対する意見を求め、今後の計画に反映させていきます。

(2) 事業者への指導・監督

町には、サービス事業者などへの立ち入り調査権が認められるなど、町の役割・権限が強化され、また、都道府県による介護保険施設などの指定にあたって、町に対し意見を求めることが義務付けられています。

こうした町の役割の拡大を踏まえ、適正なサービス利用が図られるように、今後もサービス利用者の視点から、事業者への指導・監督に努めていきます。

(3) 正確・公平な要介護認定の調査

要介護認定の調査については原則として町が実施するものとし、要介護認定調査における正確性・公平性の確保に努めていきます。

(4) 情報提供・相談体制の充実

○高齢者施策全般に関する総合相談

町民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、高齢者福祉、介護、保健のほか、地域福祉、生活保護、障がい者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じていきます。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できる体制の整備を進めていきます。

○介護サービス情報の提供

制度改正により、すべての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられました。(都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネットなどで公表します)

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

町においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、町民にもっとも近い窓口として、町民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、高齢課、地域包括支援センターなどを通じて、町民にわかりやすい情報として情報提供に努めていきます。

また、広報誌やパンフレットなどを活用して、町民が介護サービス事業者の選択方法、介護サービスの利用の方法などについて理解を深めることができるように取り組んでいきます。

○苦情相談体制の整備

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、町民の身近な行政機関である高齢課において迅速に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、要介護認定調査員などと連絡調整をし、さらに都の介護保険審査会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。同時に、国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

3 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、サービスの提供体制を整備するとともに、必要とされる人材の確保を図ります。

(1) 人材の育成と確保

ホームヘルパー、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士などのマンパワーの育成について、関係機関との連携によってその計画的な確保に努めるとともに、認知症対策の担い手になる認知症サポーターの養成を行います。

地域包括支援センターの職員は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員など専門性と知識・経験を要求されることから、その研修や人材確保に努めます。

また、社会活動への参加を促すため、老人クラブのリーダーやレクリエーションなどの指導者の育成を支援します。

(2) 介護支援専門員の資質の向上・専門性の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、5年ごとの資格更新制に改められ、更新時には研修の受講が義務付けられました。更新しない場合は、資格が停止され実務に携わることとはできなくなります。また一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で、所定の研修を修了した人を「主任介護支援専門員」として認定する制度が新設されました。

介護プラン作成における独立性・中立性を確保するため、介護支援専門員1人当たりの標準担当件数の見直しや報酬体系・指定基準の見直しも行われる予定となっており、介護支援専門員の資質の向上に努めていきます。

4 計画の普及・啓発

介護保険の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨やしくみを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域において健康で生き生きした生活を続けられるよう、介護保険サービス（介護・予防）のほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや、生活習慣病などを予防し、高齢者の健康を守る保健サービスについて、広く町民に周知を図り事業の普及啓発に努めます。

資料編

資料編

1 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会

「瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」は、「瑞穂町地域保健福祉審議会」内に設置された会議体です。「瑞穂町地域保健福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」委員及び審議経過は次ページ以降のとおりとなっています。



2 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会委員名簿

職務		氏名	選出区分	備考
学識経験者	大学教授	小林 俊子	田園調布学園大学 教授	
関係行政機関	委員	山口 久美子	西多摩保健所 地域保健推進担当課長	
医療機関	医師	奥井 重徳	瑞穂町医師会	
福祉代表	委員	小山 良一	保健福祉関係施設代表 (福)瑞仁会 良友園 施設長	会長
	委員	粕谷 道子	保健福祉関係団体代表 西多摩保護司会 瑞穂分区	
	委員	中根 厚夫	シルバー人材センター 事務局長	前任者 村山 正利 平成26年12月まで
	委員	飯田 祐子	民生委員協議会	
	委員	山口 斉	社会福祉協議会	副会長
	委員	古川 キヨ子	瑞穂町寿クラブ連合会	前任者 奥田 雄一 平成27年1月まで
	委員	坂本 孝輔	通所介護支援事業所 (予防給付を考える会)	
住民代表	委員	田中 孝子	公募委員	
	委員	横澤 和也	住民部長	前任者 栗原 裕之 平成27年9月まで
	委員	村田 朝子	健康課 保健師	

(任期：平成26年8月26日～平成29年3月31日)

3 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会等開催状況

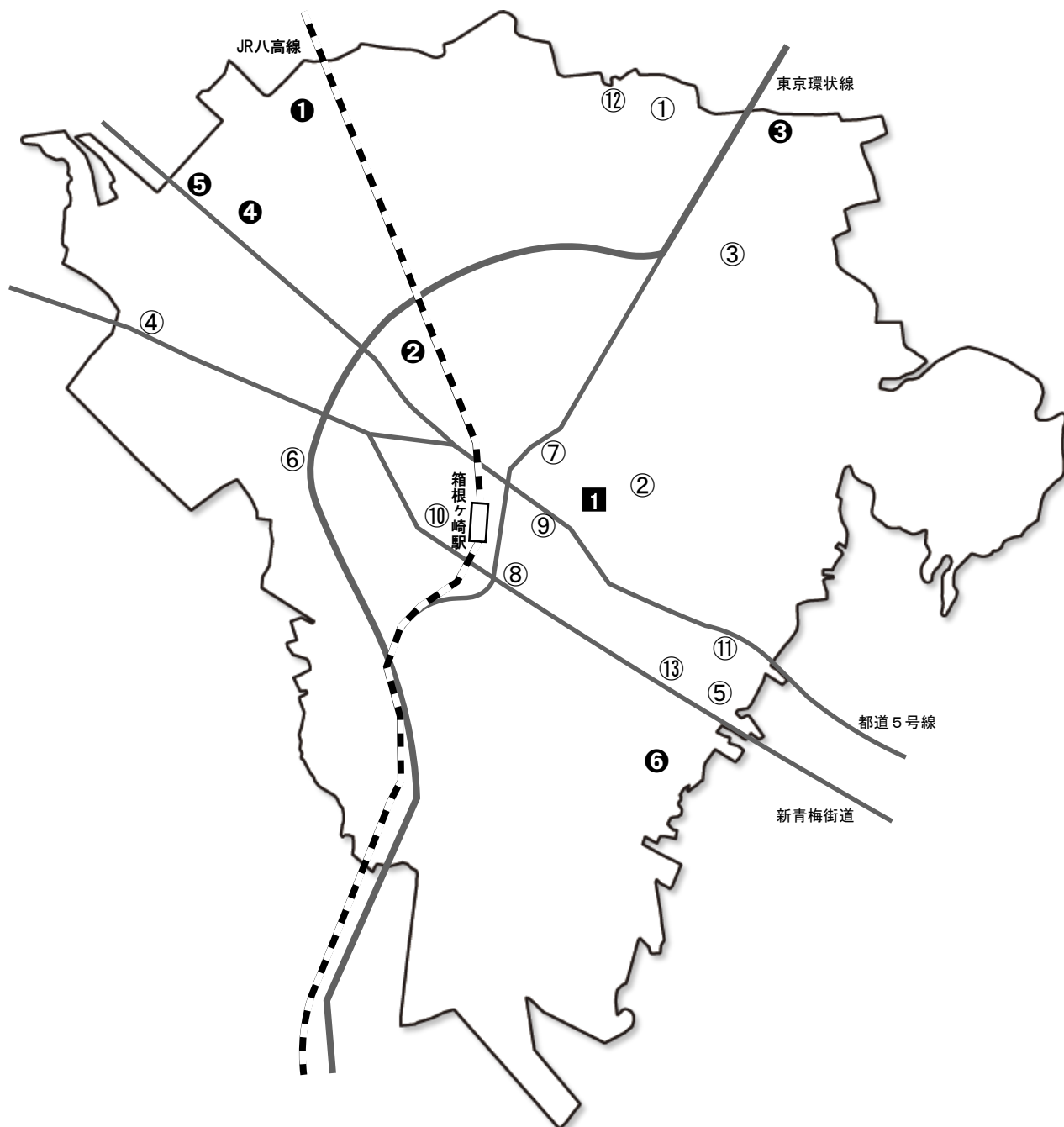
回	開催日	議 題
第1回	平成26年 8月26日	○「瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について
第2回	10月21日	○第6期計画の基本的な考え方 ○第6期計画の重点施策について
第3回	12月18日	○計画書中間のまとめ（素案）について ○専門分科会の開催経過及び開催予定について
第4回	平成27年 2月10日	○中間計画案のまとめについて
第5回	3月10日	○最終計画案の確認について

【パブリックコメント（意見募集）の実施】

実施期間 1月30日～2月6日

意見提出状況 なし

4 高齢者関連施設マップ



介護保険サービス提供事業所一覧

	事業所名【サービス区分】	所在地	電話番号
1	瑞穂町地域包括支援センター(みずほ園) 【介護予防支援】	箱根ケ崎2341番地 榎本第2ビル102号	557-0609
1	特別養護老人ホーム みずほ園 【介護老人福祉施設、短期入所生活介護】	箱根ケ崎922番地1	556-1411
	高齢者在宅サービスセンターみずほ 【居宅介護支援、訪問介護、通所介護】		556-0066
2	特別養護老人ホーム 良友園 【介護老人福祉施設、短期入所生活介護】	箱根ケ崎670番地1	568-0753
3	特別養護老人ホーム 不老の郷 【介護老人福祉施設、短期入所生活介護、居宅介護支援】	二本木1319番地	557-3030
	第2デイサービスセンター お茶のみ処 【通所介護】		568-0390
4	特別養護老人ホーム フラワープラム 【介護老人福祉施設、短期入所生活介護、居宅介護支援、通所介護】	長岡長谷部83番地1	556-5755
5	介護老人保健施設 けんちの苑みずほ 【介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護】	長岡長谷部31番地1	568-0200
	けんちの苑みずほ 指定居宅介護支援事業所 【居宅介護支援】		568-0222
	みずほクリニック 【予防通所リハビリテーション】		568-0300
6	介護老人保健施設 菜の花 【介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護】	殿ヶ谷454番地	568-5111
	介護老人保健施設 ユニット菜の花 【介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護】		557-7915
	居宅介護支援事業所 菜の花 【居宅介護支援】 菜の花 訪問看護ステーション 【訪問看護】	殿ヶ谷451番地1	568-0345 568-0332
1	瑞穂町在宅介護支援センターたかさわ 【居宅介護支援】	二本木722番地1	556-1738
	みずほ訪問看護ステーション 【訪問看護】		556-1737
	高沢病院 【訪問リハビリテーション】		556-2311
2	居宅介護支援事業所 七福神 【居宅介護支援】	石畑1940番地3	557-7296
	ヘルパーステーション 七福神 【訪問介護】		557-7294
	デイサービス 七福神 【通所介護】		556-8321
3	セイブケア 【訪問入浴介護】	高根98番地	847-3200
	セイブケア 【福祉用具貸与】		556-9060
4	杜の園 【居宅介護支援、通所介護】	長岡下師岡372番地4	556-6511
5	特定非営利活動法人 福祉サービスハーモニー 【訪問介護】	殿ヶ谷775番地 ミニホルンA1-101	568-3699
6	(特定非営利活動法人) NPOつくし 【訪問介護】	箱根ケ崎西松原51番地3	557-6800
7	特定非営利活動法人 にあい福祉サービス 【訪問介護】	箱根ケ崎25番地2	556-5021
8	アースサポート瑞穂 【訪問入浴介護】	箱根ケ崎215番地16	568-0233
9	デイサービスセンター 不老の郷 【通所介護】	箱根ケ崎182番地	568-2671
10	サロンデイ箱根ケ崎 【通所介護】	箱根ケ崎467番地3	568-0355
11	茶話本舗デイサービス殿ヶ谷 【通所介護】	殿ヶ谷952番地	557-8530
12	二本木交茶店 【通所介護】	二本木684番地4	568-0250
13	ケアサポート尾作設備 【福祉用具貸与】	石畑1594番地5	556-2626

5 用語集

カ行

- ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭環境・住宅環境上の理由から居宅での生活が困難な高齢者を対象に、無料又は低額の負担で給食その他日常生活上必要な便宜を提供する施設。

- 高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。国連ではこの割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と定義している。

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）

在宅の高齢者介護に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスの紹介や利用手続の手伝いをするサービスに従事する専門職員。

サ行

- 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を代理権などが付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「補助」「保佐」の3類型に分かれる。

- シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益法人（社団法人）。企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供している。

- 生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」ともいう。高齢者にとって不足しているサービスの創出、サービスの担い手の養成、関係者間のネットワークの構築などを行う。

タ行

● 地域支援事業

高齢者が要介護状態になることを予防し、要介護状態などになった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、任意事業の3つがある。

● 地域包括支援センター

地域包括ケアを実現するため、その中核機関として、介護保険法に新たに規定された施設。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員が配置され、地域支援事業の介護予防事業や要支援者についての介護予防サービスに関する介護予防ケアマネジメント業務、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務並びに高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担い、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う。

● 地域密着型サービス

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者などが出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系で、市町村が事業者の指定や監督を行う。施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができる。

ハ行

● パブリックコメント

行政機関が命令など（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令などの案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの。

ナ行

- 日常生活動作（ADL）

人が毎日の生活を送るために誰もが繰り返す、さまざまな基本的かつ具体的な活動のこと。狭義のADLは、家庭における、歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、整容などの身のまわりの基本的な身体動作を指す。

ラ行

- 老人クラブ

老後の生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体。町内には19の団体がある。（平成27年3月現在）

瑞穂町
第6期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

発行年月／平成27年3月

発 行／瑞穂町

編 集／瑞穂町 福祉部 高齢課

〒190-1292

西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335

TEL 042-557-0501（代表）